

案

表紙デザインについては検討中

未来にも 限りある資源 つなげよう

あだち環境かるた 2 より
大谷田小学校 5年 高田 優 さん 作

地球にやさしいひとのまち 足立区

足立区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

改定版

2014（平成26）年3月

目次

<< 本編 >>

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画の期間	3
1-4 対象となる廃棄物	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
2-1 基本理念	4
2-2 区民・事業者・行政の役割	4
第3章 清掃事業における課題の分析	6
3-1 区民・事業者・行政の協働による3Rに基づいた資源循環のあり方	6
3-2 効率的な廃棄物処理のあり方	7
第4章 ごみの減量と資源化の推進	8
4-1 基本方針1 3Rを基にした資源循環とごみの減量への取り組みの推進	9
4-2 基本方針2 適正な分別排出の周知徹底とより一層の資源化の推進	11
4-3 基本方針3 環境負荷を抑えた適正な廃棄物処理	13
4-4 基本方針4 区民・事業者・行政の協働による資源循環の推進	14
第5章 計画期間における目標値	16
5-1 計画期間における目標値	16
5-2 計画期間における個別目標値	17
第6章 生活排水処理基本計画	22
6-1 生活排水の現状	22
6-2 基本方針	23
6-3 施策・事業の展開	24

<< 資料編 >>

第1章 人口の動向	26
1-1 人口及び世帯数	26
1-2 人口構造	27
1-3 外国人人口の推移	28
第2章 産業の動向	29
2-1 事業所数	29
2-2 従業者規模別事業所数	30
第3章 ごみ処理事業の概要	31
3-1 処理の流れと形態	31
3-2 ごみ排出量の推移	32
3-3 ごみの収集・運搬の状況	33
3-4 中間処理、最終処分の状況	35
第4章 資源化とごみの排出抑制の状況	37
4-1 資源の流れ	37
4-2 資源化量の推移	38
4-3 資源回収・資源化事業の状況	40
第5章 ごみ処理経費	42
5-1 ごみ処理・し尿処理原価	42
5-2 資源化処理原価	43
5-3 区民1世帯当たりおよび1人当たりの処理原価	44
第6章 比較評価	45
6-1 前回基本計画との比較	45

第7章 計画期間における目標値算出について.....	46
7-1 「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」の目標値算出について.....	46
7-2 「事業系ごみ排出量(持込ごみ)」の目標値算出について.....	49
7-3 「資源化率」の目標値算出について.....	51
第8章 国および都、区などの関連計画の動向について.....	54
第9章 ごみ処理事業の沿革.....	58

本計画の構成

第1章「計画策定の趣旨」

計画の目的や位置づけ、計画期間、対象となる廃棄物の設定

第2章「計画の基本的な考え方」

計画の基本理念、区民・事業者・行政の役割

第3章「清掃事業における課題の分析」

清掃事業における課題の分析

第4章「ごみの減量と資源化の推進」

基本方針、本区が計画期間に実施する様々な施策の明示

第5章「計画期間における目標値」

計画期間における個別目標値の設定

第6章「生活排水処理基本計画」

し尿及び生活雑排水の処理計画の明示

資料編

一般廃棄物処理基本計画策定の前提となる人口動態や産業の状況の概観

ごみおよび資源の処理の流れや、その量の経過

計画期間における目標値算出根拠

国や都、区などの関連計画の動向、ごみ処理事業の沿革

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画の目的

足立区（以下「本区」という）では、平成 12 年度に東京都から特別区に清掃事業が移管される際、「足立区一般廃棄物処理基本計画（平成 12 年度～23 年度）」を策定しました。その後平成 18 年度に、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合等で廃棄物処理行政をめぐる情勢が変化したことにより、平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間の計画期間とする「足立区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」を策定し、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、資源回収事業などのリサイクルの推進や、ごみ減量に対する意識の高揚のための 3 R に関する啓発に努めてきました。

このような取組を推進してきた中で、基本計画（第 2 次）の策定から 7 年が経過し、国において、「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）、「ごみ処理基本計画策定指針」等の見直しが行われています。さらには、平成 20 年 4 月から廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）の区内全域実施や、食品トレイの拠点回収の開始、集団回収や資源回収事業の強化など、本区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も大きく変化しています。

今回策定する「足立区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」（以下「本計画」という）は、上記の状況に加え、経年的に変化しているごみ処理情勢や社会経済情勢を考慮し、目標の修正及びごみの減量・資源化施策の再検討を行うものです。

1-2 計画の位置づけ

1-2-(1) 法的な位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視野に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

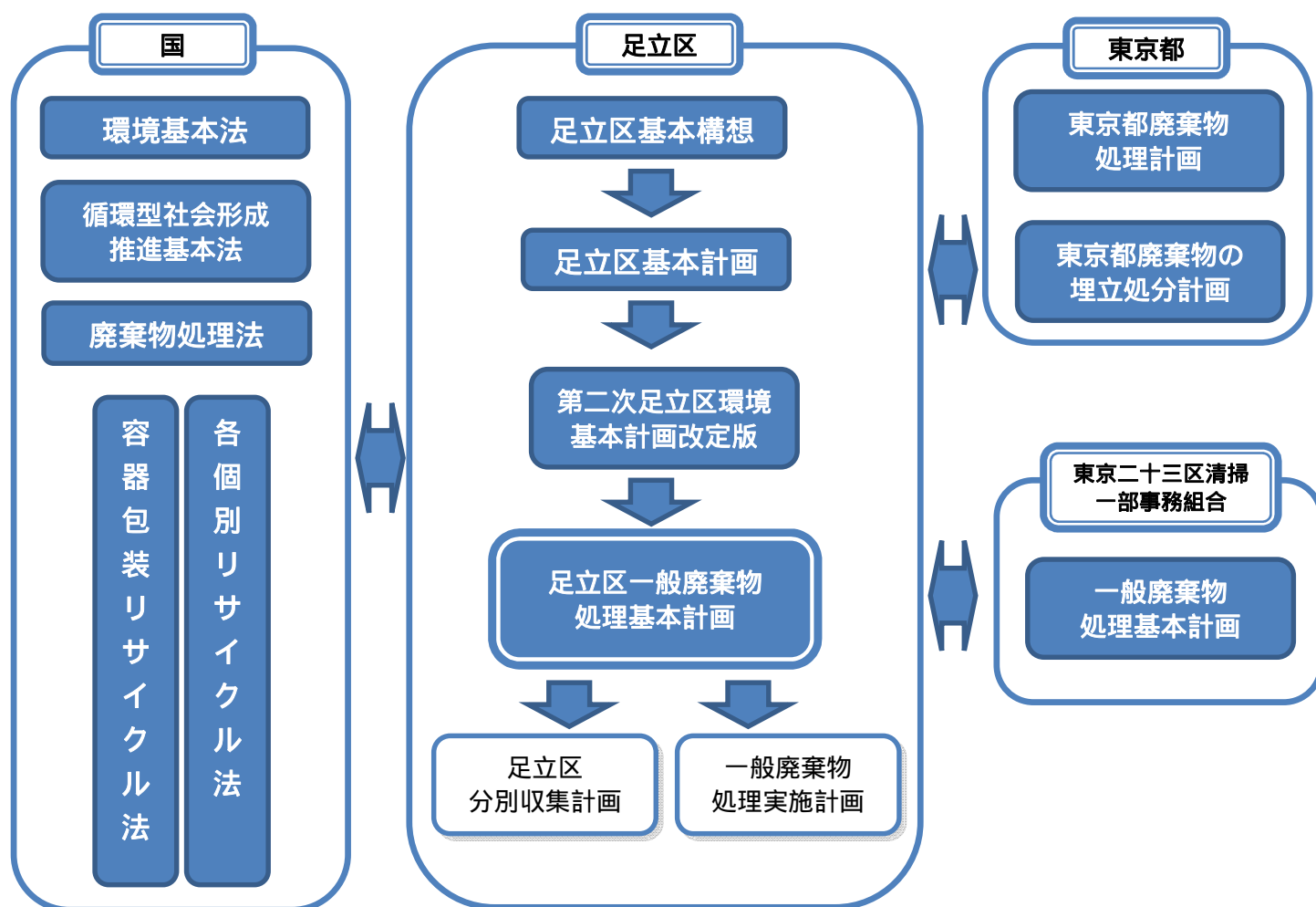
1-2-(2) 各計画との関連

「足立区基本構想」では、「協働で築く力強い足立区の実現」を基本理念として、「環境重視への意識改革と実践」を環境政策の目標に掲げています。具体的には、ごみの発生を抑制し環境負荷の少ない循環型社会の形成を目標としています。そのために、区民のライフスタイルそのものを転換するとともに、責任と費用分担をルール化し、市場経済にリサイクルの仕組みを組み込んでいくこととしています。また、「足立区基本計画」では、廃棄物分野に該当する施策として、「ごみの排出を抑制し、廃棄物の適正な処理を進める」などを位置づけており、指標を定め毎年指標の数値を把握し進行管理を行っています。さ

らに、留意すべき事項として、消費型の社会システムや生活様式を見直すことで、環境負荷を低減し、循環型で持続可能な社会を構築するための取組みを、本区自らが率先して実行していくこととしています。この計画は、上位計画の基本構想や基本計画、第二次足立区環境基本計画改定版に示された目標と方針を実践していくための具体的施策を定めていきます。

また、「東京都廃棄物処理計画」や東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」など、関連する様々な計画・法律と整合を図っていきます。

図 1-1 計画の位置づけ



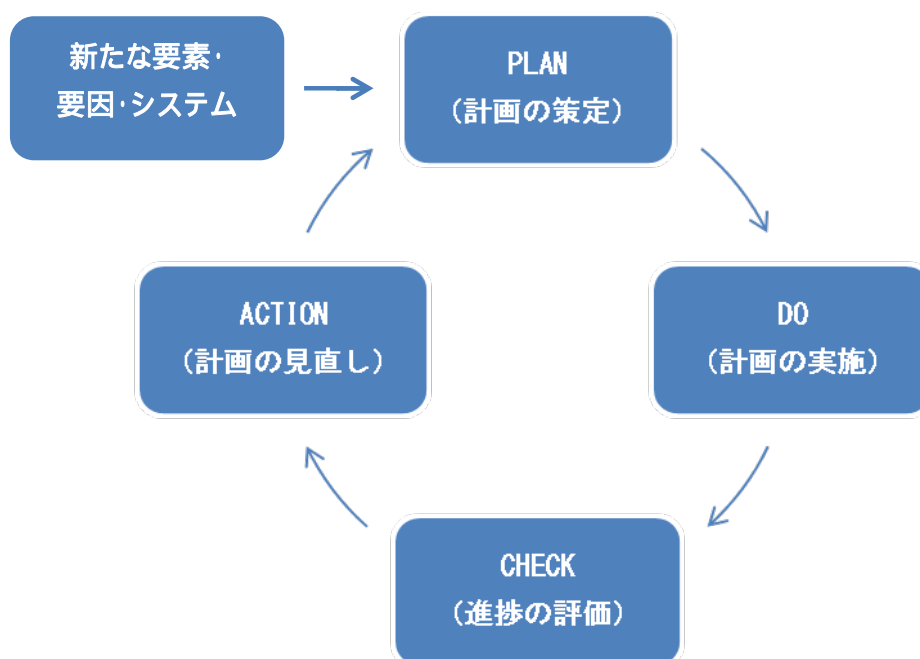
1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

なお、国の策定方針に沿って概ね 5 年毎に改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、計画の策定（PLAN）実施（DO）評価（CHECK）見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施していきます。

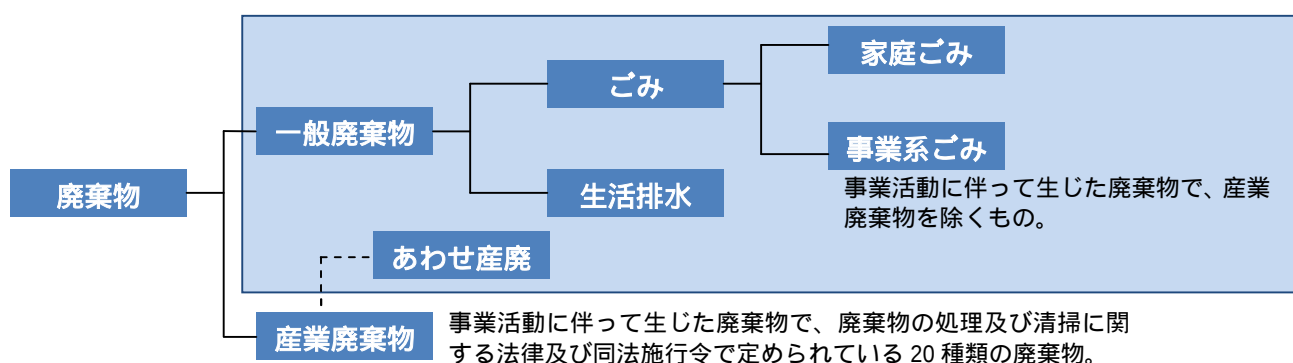
図 1-2 PDCAサイクルのイメージ図



1-4 対象となる廃棄物

本計画は、区内で発生する一般廃棄物とあわせ産廃を対象とします。

図 1-3 対象となる廃棄物



あわせ産廃とは、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する産業廃棄物のことです（廃棄物処理法第 11 条 2）。条件は、平成 25 年度現在では「常時使用する従業員の数が 20 人以下及び排出日量 50 kg 未満の事業所から排出される、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず」となっています。

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 基本理念

平成 20 年 6 月 21 日、本区では地球温暖化問題の現状と防止策の必要性を区民とともに考える「環境サミット in 足立」を開催しました。これをきっかけとして、区民・事業者の地球環境に対する関心が高まり、環境分野を重要施策として推進しています。

また、平成 23 年 3 月 11 日には、東日本大震災が発生しました。「危機に対する備え」の重要性が再認識され、合わせて、電力不足により、23 区中 2 区のみが対象となった計画停電を経験し、地域における持続可能な社会づくりの大切さを痛感しました。

このような社会情勢の変化によって、区民のライフスタイルが様変わりし、節電や循環型社会に対する意識が高まっています。

平成 18 年度以降、ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ排出量は景気動向に左右されるとも言われています。種類や処理方法も多様化していることから、中長期的視点で地域との協力関係のもと、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけリデュース（ごみを作らない）、リユース（繰り返し使う）の実践が不可欠です。その上で、さらにリサイクル（再利用する）へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければなりません。

そこで、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が本区の目指す姿です。

2-2 区民・事業者・行政の役割

ごみ処理に関する計画や施策を効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、区民・事業者・行政が相互に連携し、協働して実施していく事が必要不可欠です。そのためには、区民・事業者・行政のそれぞれが役割を自覚し、実践していく事が必要です。

2-2-(1) 区民の役割

排出抑制

ごみが出ない製品を選ぶなど、ごみ排出量の削減に努めます。

再利用

不要品等のリユースに努めます。

リサイクル

資源をごみに混入させるのではなく、適正な回収ルートに排出します。

適正排出

分別を徹底し、ごみの減量と集積所の美化に努めます。

2-2-(2) 事業者の役割

発生抑制

ごみが出ない製品の製造や流通、販売などを促進し発生抑制に努めます。

再利用

事業活動に使用する物のリユースに努めます。

リサイクル

資源をごみに混入させるのではなく、各個別リサイクル法を推進します。

適正排出

廃棄物の排出および処分については事業者責任による自己処理に努めます。

2-2-(3) 行政の役割

区民・事業者への啓発活動

区民・事業者に対してごみ量の現状やコスト等について情報提供を行い、ごみ減量化に繋がる啓発活動の充実に努めます。

区民・事業者への支援

区民・事業者に対して、集団回収活動や環境学習を通じて必要な支援を行います。

リサイクル

区民・事業者がリサイクルを行なうための環境作りを率先して行います。

適正処理

適正な収集・運搬体制と、中間処理および埋立処分を推進します。

第3章 清掃事業における課題の分析

3-1 区民・事業者・行政の協働による3Rに基づいた資源循環のあり方

3-1-(1) 発生抑制

本区では、これまで、区民・事業者の皆様とともに様々なごみ減量の取組みを積極的に推進してきました。その結果、ごみ排出量は平成18年度以降減少傾向を示しています。

しかしながら、発生抑制に係る課題として、近年の高齢化や、単身世帯の増加、外国人人口の増加を踏まえたそれぞれのライフスタイルやニーズに沿ったPRが不足していたことが挙げられます。

今後は様々なライフスタイルやニーズに沿った啓発活動を積極的に実施し、ごみの総量を減らすため、区民や事業者にとって取り組みやすいと考えられる、3Rのうち最も環境にやさしい「リデュース(発生抑制)」を重点的に取り組んでいく必要があります。

3-1-(2) 排出抑制

排出抑制に係る課題として、ペットボトルや飲料缶の普及によるリターナブルびんの利用率低下やレジ袋などに代表される過剰な包装の問題があります。今後は、これらの課題について、区民・事業者・行政の協働により、具体的な排出抑制に取り組んでいく必要があります。

また、それ以外のものについても、Rのお店の紹介冊子において再利用に関わるお店の紹介を充実させるなど、区民に対する情報提供を本区が積極的に行っていくことが求められています。

3-1-(3) 資源化

本区の資源化率は、ペットボトル自動回収機による店頭回収の実施(平成18年7月)粗大ごみの資源化事業の実施(平成22年10月)燃やさないごみの資源化事業の実施(平成22年4月)を新たに実施したことから、上昇傾向にあります。とりわけ、燃やさないごみの資源化率については、91.13%と23区内でトップの資源化率となっています。また、粗大ごみについても資源化率が25%となっており、今後は40%を目指しています。今後、区で実施している事業については、費用対効果を見ながら資源化を推進していき、区民には、積極的な集団回収の実施と、資源化に対する普及啓発を行っていく事が求められます。

また、家庭ごみの中には資源化可能物が約12.4%(古紙類9.7%、びん・缶・ペットボトル類1.3%、燃やさないごみ1.4%)含まれており、区が収集する事業系ごみにも資源化可能物が約16.8%(古紙類15.4%、びん・缶・ペットボトル類0.8%、燃やさないごみ0.6%)があり、分別による資源化の徹底が十分されていないことが伺えます。

このため、家庭や事業者に対し啓発を促し、ごみの分別による資源化を推進させていく必要があります。

3-2 効率的な廃棄物処理のあり方

3-2-(1) 収集・運搬

23区全体のごみ処理経費に占める収集・運搬費用の割合は、約1/2にのぼります。そのため、常に適正かつ効率的な収集・運搬体制の確立を目指す必要があります。現在のごみ収集・運搬体制においては、狭小路地での収集やダストホッパーを備え付けた大規模団地での収集といった収集環境やごみ種の違い等により、プレス車、平ボディー車、ダンプ車、軽小型貨物車等、様々な種類の清掃車両を使用しています。これらの清掃車両を無駄なく配車することにより、効率的な収集・運搬を進める必要があります。それに合わせて、使用される車両の台数や費用について積極的に公開を行う「見える化」を実施することにより、区民に対してごみ収集コストを意識した排出を促すことも必要です。

また、環境への影響を考慮するため、環境への負荷を極力抑えた車両の使用やエコドライブを心掛けるとともに、清掃車両の効率的な運行体制を構築することにより、収集時の環境負荷等を低減する必要があります。

3-2-(2) 中間処理

区内で発生する燃やすごみのほとんどは、足立清掃工場で焼却しています。家庭から排出される燃やすごみに含まれるプラスチック類についても焼却処理し、発電等による効率的な熱エネルギーの回収を行っており、区内で発電される電力の約1.5%を発電しています。今後とも、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合と連携して、これらの施設により資源化できるものを適切に資源化し、最終処分量の減量に繋げていく必要があります。

3-2-(3) 最終処分

現在、燃やすごみを焼却した後に発生する焼却灰や、資源化物を取り除いた後の燃やさないごみを埋め立てている、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は東京港に残された最後の処分場です。われわれは、この貴重な処分場を少しでも長く使用する努力をする必要があります。そのため、埋立処分を行うごみの量の削減に努めなければなりません。

第4章 ごみの減量と資源化の推進

4 基本方針

本区では、清掃事業における課題の分析に基づき、基本理念に掲げた循環型社会を目指すため、以下のとおり4つの基本方針を定め、ごみ処理に関する施策・事業を展開します。

1 3Rを基にした資源循環とごみの減量への取り組みの推進

限りある資源を有効活用することを考える機会を提供するなど、循環型社会の構築へ向けた意識の形成と実践を図ります。

2 適正な分別排出の周知徹底とより一層の資源化の推進

正しい分別排出の方法について、区民・事業者への周知徹底に努めるとともに、区公共施設における適正なごみの分別などをより一層推進し、資源化を進めます。

3 環境負荷を抑えた適正な廃棄物処理

廃棄物の性質に応じた適正な処理を行います。

4 区民・事業者・行政の協働による資源循環の推進

区民・事業者の廃棄物処理や分別の意識を高め、協働して取り組むことで、資源化の推進と効率的な廃棄物処理につなげていきます。

4-1 基本方針1 3Rを基にした資源循環とごみの減量への取り組みの推進

新規

4-1-(1) 集団回収活動の活性化

平成 25 年 9 月から資源回収のうち、古紙類（新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック）について、行政による回収を停止し、町会・自治会等の団体による集団回収として一本化するモデル事業を実施しています。モデル事業を実施する中で高齢化による担い手の減少等の課題の整理と検討を行い、資源持去り防止や、効率的な資源回収の実現に向け事業の拡大を図っていきます。

「古紙類の行政及び集団回収量並びに回収割合」

年度	古紙類	回収量(t)	回収割合(%)
平成20年度	行政回収	4,340 t	21.9%
	集団回収	15,497 t	78.1%
平成24年度	行政回収	4,900 t	25.5%
	集団回収	14,305 t	74.5%
目標年次 (平成35年度)	行政回収	0 t	0%
	集団回収	25,000 t	100%

4-1-(2) 集団回収実施団体への支援 **継続**

集団回収はごみの減量およびリサイクルの主要な取り組みの一つです。現在、町会・自治会等の団体が各地域で積極的に取り組んでいる、ごみの減量およびリサイクルの実践活動である集団回収を引き続き支援するとともに、実施団体数の拡大を図っていきます。また、古布についても、集団回収対象品目として回収量の増加を目指していきます。

4-1-(3) リサイクルやごみ問題に関する意識啓発 **継続**

ごみの減量・資源化を推進し、ごみ問題を正しく理解してもらうために、分別方法・排出ルールやごみ処理に関わる様々な情報を、積極的にわかりやすく区民に伝えます。

また、あだち広報やあだち広報清掃特集号等のあらゆる広報媒体を利用するとともに、地球環境フェア等のイベント、処理施設の見学会を定期的に行なっていきます。

「重点取り組み項目」

資源とごみの分け方・出し方の分かりやすい工夫

あだち広報清掃特集号による意識啓発

処理施設の見学会の開催やイベントを活用した映像による処理方法の紹介

地球温暖化対策地域協議会等との意見交換会の開催

4-1-(4) 小・中学校における環境学習の充実 **継続**

ごみの減量のためには、ごみ問題に対する区民の理解と関心を高めることが重要です。子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、あらゆる機会を通じて継続的な環境学習を区全体で推進します。特に、次代を担う子どもたちが環境に配慮した生活習慣を身に付けることは、将来に向かって循環型社会を構築するのに不可欠です。

また、小・中学校において行なっている循環型食品リサイクル事業については、生ごみ処理器の耐用年数を迎えた学校から順次撤退をしていき、今後は代わりに各学校に希望を募りペットボトルキャップを資源化する際の過程を活用した、より多くの児童・生徒が参加できる形の環境学習として拡充していきます。

「重点取り組み項目」

ペットボトルエコキャップ回収事業の充実

環境スペシャリスト発掘事業の実施

環境絵本の配付

環境学習出前講座の充実

小学校全校における緑のカーテンの実施

4-1-(5) 消費活動におけるごみ減量と資源化の取組み **継続**

区民一人ひとりが消費者として、リデュース(ごみを減らすこと)に取り組むことが、ごみの減量を達成するためには最も重要です。

例えば、買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない、バラ売り商品で必要な量だけ買う、詰め替えのできる商品や環境に配慮した再生品を進んで選ぶ等を促進していきます。区民の意識改革のため、カーボンフットプリント製品(注)の紹介やごみの減量を進める「グリーンコンシューマー(環境に配慮した製品を選ぶこと)」運動を展開していきます。

注 カーボンフットプリントとは、商品の原料調達から廃棄までに排出されるCO₂量を製品に表示する仕組みです。

「スーパーマーケットで不用なレジ袋を断る区民の割合」 (%)

目標項目	平成24年度	目標年次(平成35年度)
割合	35.3%	60.0%

(参考) 足立区基本計画における施策指標

「マイバッグを使うなど不用なレジ袋を断る区民の割合」 (%)

目標項目	中間(平成24年度)	最終(平成28年度)
割合	65.0%	80.0%

4-1-(6) 新たな資源化品目と粗大ごみのリユースの検討 **継続**

循環型社会を実現するためには、再生可能な資源を分別回収し、適切な手法を用いて再資源化することが必要です。そのため、新たな資源化品目について費用対効果を踏まえて検討を進めていきます。

また、民間事業者やインターネットを活用して粗大ごみのリユースに関する新たな取り組みを進めていきます。

4-2 **基本方針 2** 適正な分別排出の周知徹底とより一層の資源化の推進

4-2-(1) 不法投棄対策の強化による生活環境の向上

新規

不法投棄の総合相談窓口を一本化して開設し、その対策として繰り返し不法投棄が行われる集積所等に防犯カメラを区が設置することで、生活環境の向上を図っていきます。

「重点取り組み項目」

不法投棄総合窓口の開設

防犯カメラの設置

民有地への指導・助言の充実

4-2-(2) 適正管理に向けた事業所台帳の作成

新規

足立区には、約3万の事業所があり、事業所規模やごみの排出量に応じ、一般廃棄物処理業者に委託する場合と行政による収集を利用する場合があります。現在、区で収集している事業系一般廃棄物の基準は、一日平均又は臨時に持ち込む量が50kg未満となっていますが、各事業所の排出実態等を把握し、台帳を2年間で整備することで、事業系一般廃棄物の収集基準の見直しを図っていきます。

4-2-(3) 事業者責任の明確化

新規

区による事業系一般廃棄物の収集基準を見直すことにより、事業者自らの責任において、一般廃棄物処理業者へ委託し、排出するように指導していきます。また、ごみ処理券の未貼付や料金不足などの不適正な排出を行う事業者に対して、取り残しなどの対策を行い、適切に貼付するよう指導を行います。

4-2-(4) 事業用大規模建築物への排出指導 **継続**

延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、事業系一般廃棄物の減量への計画的取り組みを促すため再利用計画書の提出を義務づけるとともに、廃棄物管理者に対する講習会を実施し、事業者がごみの減量・資源化に向けた取り組みを継続させるようにします。

また、延床面積1,000㎡以上の事業用建築物について立入指導を行い、ごみの分別や

減量化への取り組みについて指導・助言を行います。

これらの取り組みをさらに充実させることで、事業系ごみの減量・資源化を推進します。

4-2-(5) 優良事業者表彰制度の充実 **継続**

事業用大規模建築物への立入指導を通じて、ごみの減量と資源化に積極的に取り組んでいると認められた事業者を表彰します。また、表彰事業者をホームページ等で公表し、引続き啓発に努めていきます。

4-2-(6) 様々なライフスタイルや多言語に応じた啓発活動 **継続**

若年層や単身世帯は、ごみの分別意識やリサイクルへの関心が比較的低い傾向にあります。若年層や単身世帯への働きかけを強くするために、ホームページやチラシによるより一層の啓発活動を実施していきます。

また、足立区には、多くの外国人が居住しており、その数は年々増加しています。「資源とごみの分け方・出し方」をはじめとする冊子は、日本語以外の言語も使用し、ごみの分別意識を高めていきます。

「重点取り組み項目」

ふれあい指導の強化（注）

集積所への分かりやすい掲示

資源とごみの分け方・出し方の分かりやすい工夫と多言語化

あだち広報清掃特集号による意識啓発（再掲）

注 ふれあい指導とは、分別方法について職員が直接区民や事業者に対して行なう啓発活動です。

4-2-(7) 家庭ごみと資源の分別の徹底に向けた取り組み **継続**

各家庭でのごみの分別を徹底することで、ごみの減量・資源化を推進していきます。例えば、燃やすごみの中には、資源化可能な紙ごみが多く混入されています。どのような紙ごみが資源化可能なのかを、あだち広報清掃特集号等の多様な媒体を活用していくことで、一層の分別の徹底を進めていきます。

「燃やすごみ中の資源化可能物の割合」(再掲)

(%)

目標項目	平成24年度	目標年次(平成35年度)
資源化可能物の割合	12.9%	7.9%

4-2-(8) 分別排出指導の徹底とごみ集積所の美化 **継続**

集積所に排出される燃やすごみや燃やさないごみに混入している資源を適正排出するよう、清掃事務所によるふれあい指導を徹底することによりごみの減量と資源化率の

向上に努めます。また、まちの美観を守るためのごみ出しマナーについても、ふれあい指導による助言・指導や防鳥ネットの貸出しを通じて、集積所の美化に努めるとともに、繰り返し不法投棄が行なわれる集積所等については、防犯カメラを設置していきます。

4-2-(9) 資源の持去り対策の強化 継続

平成 22 年 4 月から、資源の持去り行為は「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」により禁止されています。本区では、引続き持去り防止パトロールを行いその防止に努めるとともに、資源に GPS を設置し持去られた古紙の物流ルートを確認する等の調査を実施していきます。また、条例改正を含めより実効性のある対策について検討していきます。

4-2-(10) リサイクルやごみ問題に関する意識啓発（再掲） 9 ページ 4-1-(3)参照

4-3 基本方針 3 環境負荷を抑えた適正な廃棄物処理

4-3-(1) ごみ施策の「見える化」の実施

新規

廃棄物の収集・運搬・処理には、多くの人員、機材を投入しています。ごみ収集に使用される車両の台数や使われる費用を、ホームページをはじめとする広報媒体で区民に積極的に伝えます。この「見える化」の実施により、区民にごみ収集のコストを認識していただき、更なるごみの減量化を推進していきます。

「ごみの処理経費(区民1人あたり)」

(円/人・年)

種 類	平成20年度	平成24年度	目標年次 (平成35年度)
ごみ	10,629円	8,941円	7,600円
資源	1,205円	1,117円	949円
合計	11,834円	10,058円	8,549円

* 平成20年度は、サーマルリサイクルを始めた年度

* 目標値は、平成24年度処理コストの15%削減した金額

4-3-(2) 搬入指導の充実 継続

現在、排出日量 50 kg を超える事業系一般廃棄物については、自ら清掃工場等に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に委託して運搬することとしています。清掃工場等における搬入指導を徹底することにより、廃棄物の処理方法を適正に行なうとともに、資源化についても徹底指導をして、より一層のごみの減量を目指します。

4-3-(3) 廃棄物処理業者に対する意識啓発 **継続**

「一般廃棄物処理業の許可事務」が再び東京二十三区清掃協議会に移りましたが、必要に応じて、東京二十三区清掃協議会と連携をとりながら、業者への指導をきめ細やかに、かつ積極的に進めていきます。また、収集運搬業者や処理業者の研修会等を通じて意識啓発に努めていきます。

4-3-(4) 事業系ごみ処理手数料の見直し **継続**

現在、清掃工場等で受入れを行っている事業系ごみの処理手数料については、清掃工場等でかかっている中間処理費用や最終処分費用、並びに民間の一般廃棄物処理施設の受入れ手数料とのバランス等を考慮し、適正な費用負担を求めていくこととします。

4-3-(5) 効率的な収集運搬体制の確立 **継続**

ごみ処理経費の大半は収集運搬経費が占めています。ごみの減量を積極的に進めていくことで、収集車両の台数の減少に努め、収集運搬経費を削減します。

4-3-(6) 低公害車両の導入 **継続**

ごみ収集車両の排出するガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となっています。そのため超低PM排出ディーゼル車や天然ガス自動車等の地球環境に配慮した車両の導入を進め、環境負荷の低減に努めます。

また、効率的な収集運搬体制を確立することでごみ収集車両の台数を削減し、排出ガスの総量削減と交通渋滞の緩和に寄与していきます。

4-4 **基本方針 4 区民・事業者・行政の協働による資源循環の推進**

4-4-(1) 家庭ごみ有料化の検討 **継続**

家庭ごみの減量に効果的であると考えられる家庭ごみ有料化について調査研究を進めていきます。特に、有料化の対象となるごみの種類、処理手数料額、課金方法、不法投棄対策等について先進事例を調査するとともに、他区・東京二十三区清掃一部事務組合と連携して検討を進めていきます。

なお、家庭ごみ有料化の前提として、徹底的な収集運搬・処理コストの削減が必要条件となるため、その削減に引続き取り組むとともに、コスト削減の「見える化」を推進することで課題の整理を行なっていきます。

4-4-(2) 資源回収事業者・再資源化事業者の支援 **継続**

足立区は東京23区の中でも資源回収事業者や再資源化事業者等が多い区です。このような地域特性を踏まえ、集団回収活動の拡大と合わせて積極的に活用していくことを通じて、廃棄物処理業者の育成と支援を進めていきます。

4-4-(3) 集団回収活動の活性化（再掲） 9 ページ 4-1-(1)参照

4-4-(4) 集団回収実施団体への支援（再掲） 9 ページ 4-1-(2)参照

目標項目および清掃事業における課題の分析項目を実現(達成)するための各事業体系相関表

番号	基本方針	目標項目および清掃事業における課題の分析項目		今後の方向性	事業体系ページ	目標項目		清掃事業における課題の分析項目										
								発生抑制・排出抑制・資源化					収集・運搬			中間処理	最終処分	
						燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合	資源化率	事業系ごみ排出量（持込ごみ）	1人1日当たりの家庭ごみ量	分別による資源化の徹底	資源化率の向上	集団回収活動の活性化	効率的な収集運搬体制の推進	「見える化」の実施	収集時の環境負荷の低減	適正な中間処理体制	最終処分量の減量	
						P20	P19	P18	P17	P6	P6	P6	P6	P6	P7	P7	P7	P7
1	環境3Rを基にした資源循環の推進	4-1-(1)	集団回収活動の活性化	新規	P 9													
		4-1-(2)	集団回収実施団体への支援	継続	P 9													
		4-1-(3)	リサイクルやごみ問題に対する意識啓発	継続	P 9													
		4-1-(4)	小・中学校における環境学習の充実	継続	P10													
		4-1-(5)	消費活動におけるごみ減量と資源化の取組み	継続	P10													
		4-1-(6)	新たな資源品目と粗大ごみのリユースの検討	継続	P10													
2	適正資源化の分別排出の周知徹底とより一層	4-2-(1)	不法投棄対策の強化による生活環境の向上	新規	P11													
		4-2-(2)	適正管理に向けた事業所台帳の作成	新規	P11													
		4-2-(3)	事業者責任の明確化	新規	P11													
		4-2-(4)	事業用大規模建築物への排出指導	継続	P11													
		4-2-(5)	優良児業者表彰制度の充実	継続	P12													
		4-2-(6)	様々なライフスタイルや多言語に応じた啓発活動	継続	P12													
		4-2-(7)	家庭ごみと資源の分別の徹底に向けた取組み	継続	P12													
		4-2-(8)	分別排出指導の徹底とごみ集積所の美化	継続	P12													
		4-2-(9)	資源の持去り対策の強化	継続	P13													
		4-2-(10)	リサイクルやごみ問題に対する意識啓発（再掲）	継続	P13													
3	環境負荷を抑えた適正な廃棄物処理	4-3-(1)	ごみ施策の「見える化」の実施	新規	P13													
		4-3-(2)	搬入指導の充実	継続	P13													
		4-3-(3)	廃棄物処理業者に対する意識啓発	継続	P14													
		4-3-(4)	事業系ごみ処理手数料の見直し	継続	P14													
		4-3-(5)	効率的な収集運搬体制の確立	継続	P14													
		4-3-(6)	低公害車両の導入	継続	P14													
4	区域・民・事業者の連携による資源循環の推進	4-4-(1)	家庭ごみ有料化の検討	継続	P14													
		4-4-(2)	資源回収事業者・再資源化事業者の支援	継続	P14													
		4-4-(3)	集団回収活動の活性化（再掲）	新規	P15													
		4-4-(4)	集団回収実施団体への支援（再掲）	継続	P15													

第5章 計画期間における目標値

5-1 計画期間における目標値

基本理念の実現と課題の克服に向けて、計画期間における具体的な計画目標としては、表 5-1 のとおりとします。

表 5-1 目標年度（平成 35 年度）の減量目標

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
1	1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	594.3g / 人・日	 114.3g / 人・日の削減	480.0g / 人・日
2	事業系ごみ排出量 (持込ごみ)	43.4 千t / 年	 H24 対比 11.1% 抑制	43.4 千t / 年 (抑制量: 4.8 千t / 年)
3	資源化率(注)	19.3%	 7.3% の増加	26.6%
4	燃やすごみに含まれる 資源化可能物の割合	12.9%	 5.0% の減少	7.9%

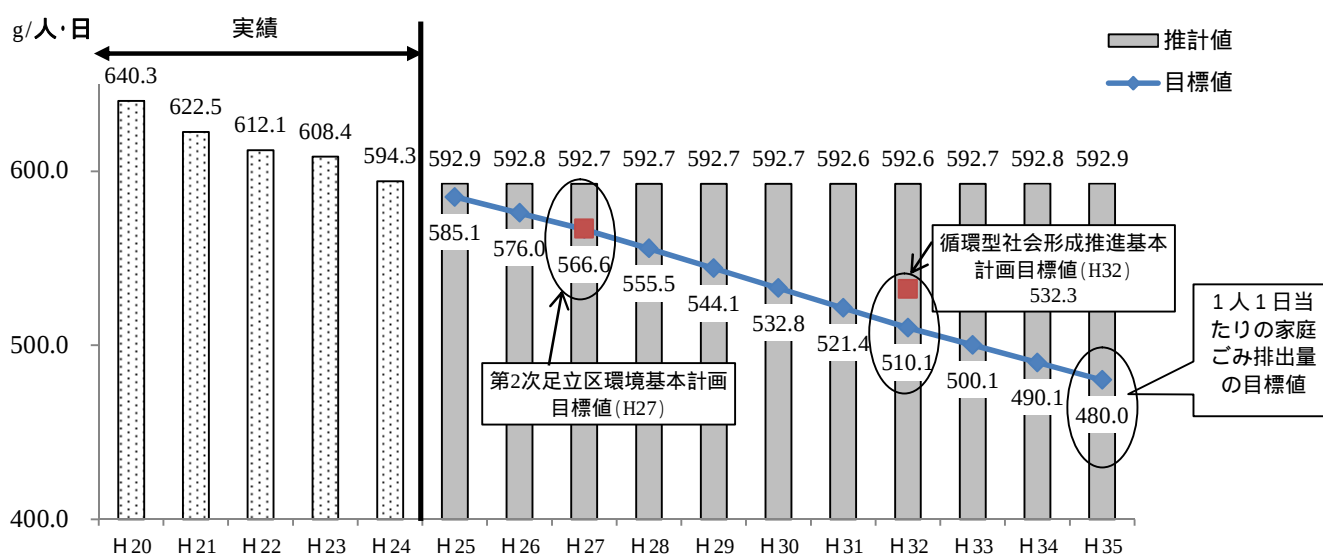
注 資源化率 =
$$\frac{\text{資源行政・集団回収量} + \text{燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量}}{\text{家庭ごみ排出量(区収集事業系ごみ含む)} + \text{資源行政・集団回収量}}$$

5-2 計画期間における個別目標値

5-2-(1) 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
1	1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	594.3g/人・日	114.3g/人・日の削減	480.0g/人・日 (▲19.2%)

図 5-2 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量と各年1月1日現在の人口から算出
推計と目標値は、平成24年度東京都男女年齢別人口予測の予測人口を基に算出

現状の分析と目標値の設定

区民一人ひとりが取り組むべき目標値として、1人1日当たりの家庭ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)量为目标値として設定します。

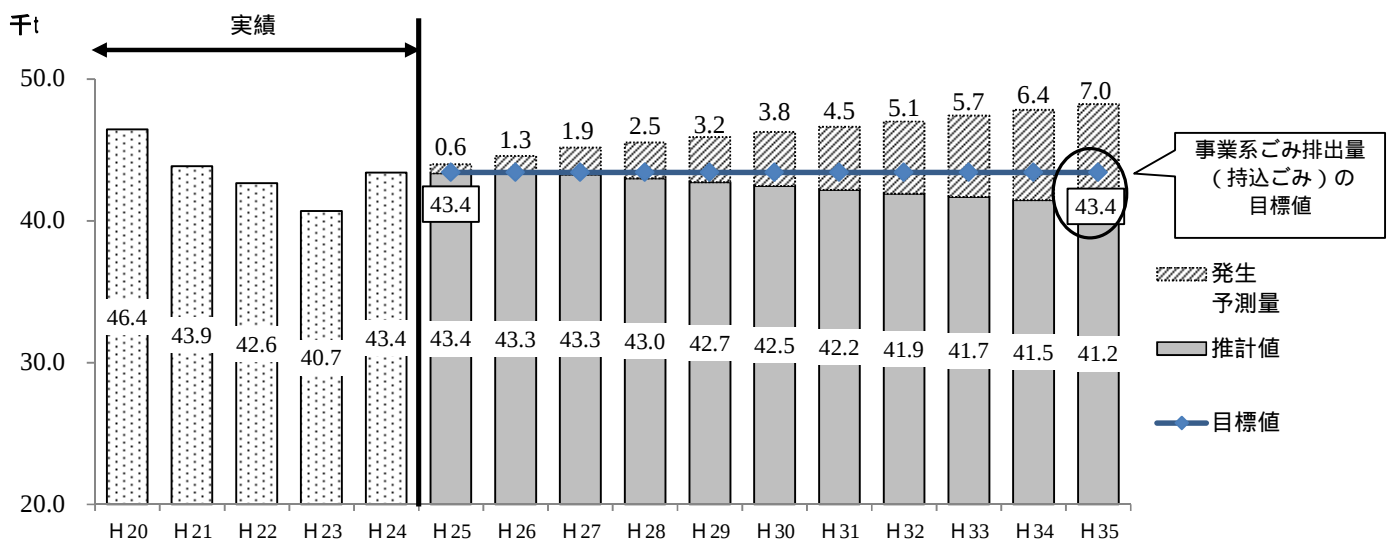
本区が現状の施策を継続した場合、本区の人口推計が将来的にほぼ横ばいになることにともない、図5-2の推計値のとおりごみ量もほぼ横ばいとなります。それに対し、区が様々な施策を体系化し、達成を目指す目標値は折れ線グラフのとおりです。この目標値は、「第2次足立区環境基本計画」と国における「循環型社会形成推進基本計画」の両方の目標値の達成を満たすものとなっています。

(推計値および目標値の分析方法については資料編46ページ7-1参照)

5-2-(2) 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
2	事業系ごみ排出量 (持込ごみ)	43.4 千t/年	H24 対比 11.1%抑制	43.4 千t/年 (抑制量:4.8 千t/年)

図 5-3 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の実績・推計・目標値



発生予測量とは、区収集に排出される事業系ごみが、持ち込みごみに移行すると予測される量
資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、平成 22 年度東京都就業者数の予測人口を基に算出。

現状の分析と目標値の設定

事業者が取り組むべき目標値として、事業系ごみ排出量(持込ごみ)の抑制を目標値として設定します。

本区が現状の施策を継続した場合、本区の就業者数の減少にともない、推計値のとおり事業系ごみ排出量も少量ですが減少していくことが予測されます。しかし、本区は今後小規模事業所が区収集へ排出するごみの有料ごみ処理券の貼付率向上を目指し、事業所の自己処理を推進していくことを目標としています。

そのことにより、持込ごみとして排出される事業系ごみは、図 5-3 の発生予測量のとおり経年的に増加していくことが、この施策の実施により見込まれます。

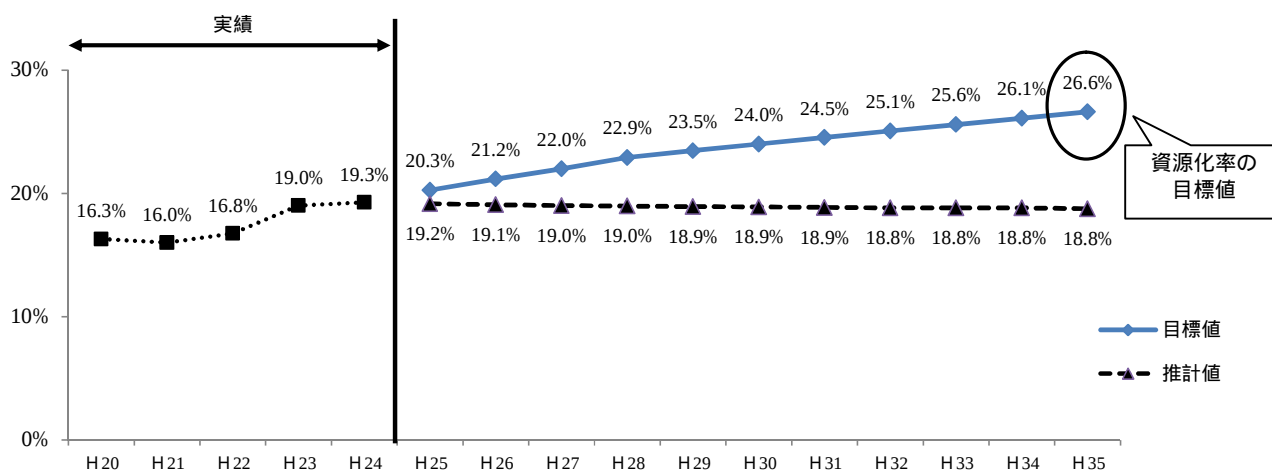
それに対し、本区は排出・発生抑制につながる施策を合わせて実施することにより、平成 35 年度においても平成 24 年度の事業系ごみ排出量(持込ごみ)に抑制することを目標値として設定します。

(推計値および目標値の分析方法については資料編 49 ページ 7-2 参照)

5-2-(3) 資源化率の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
3	資源化率	19.3%	7.3%の増加	26.6%

図 5-4 資源化率の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、家庭ごみ排出量の予測・目標値を基に算出。

現状の分析と目標値の設定

家庭ごみ排出量の削減目標達成を前提に、更なる資源化を目指した資源化率を目標値として設定します。

本区は、平成 22 年 4 月よりモデル実施を行った燃やさないごみの資源化事業と、平成 22 年 10 月より実施した粗大ごみの資源化事業により、平成 24 年度において平成 22 年度対比 2.5 ポイントの資源化率上昇を達成しました。

しかしながら、本区が現状の施策を継続した場合、集団回収量が漸減していくことが見込まれるため、それとともなって推計値のとおり資源化率も逡減していくことが予測されます。それに対し、燃やすごみに含まれる資源化可能物を資源として分別することを啓発し、分別に対する区民協力度を上昇させることにより、平成 35 年度において資源化率 26.6%を達成することを目標値として設定します。

(推計値および目標値の分析方法については資料編 51 ページ 7-3 参照)

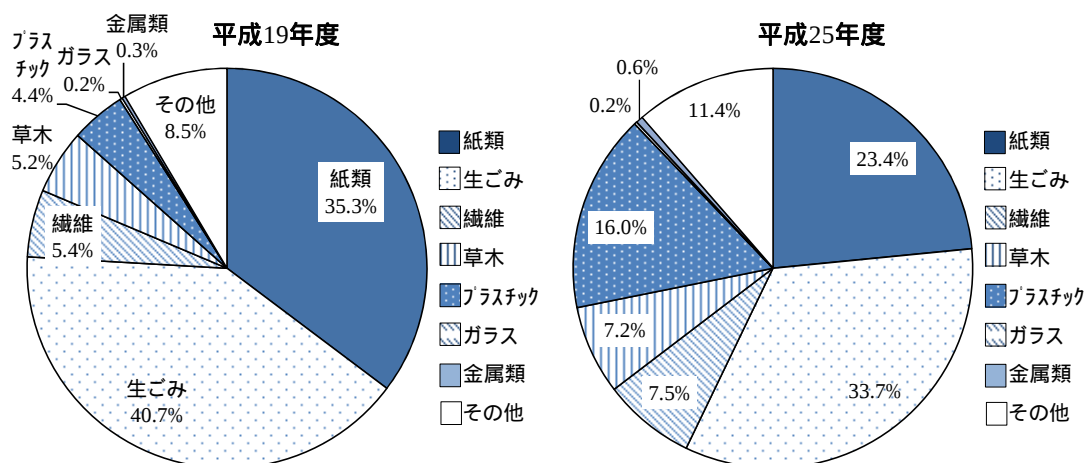
5-2-(4) 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
4	燃やすごみに含まれる 資源化可能物の割合	12.9%	→ 5.0%の減少	7.9%

現状の分析と目標値の設定

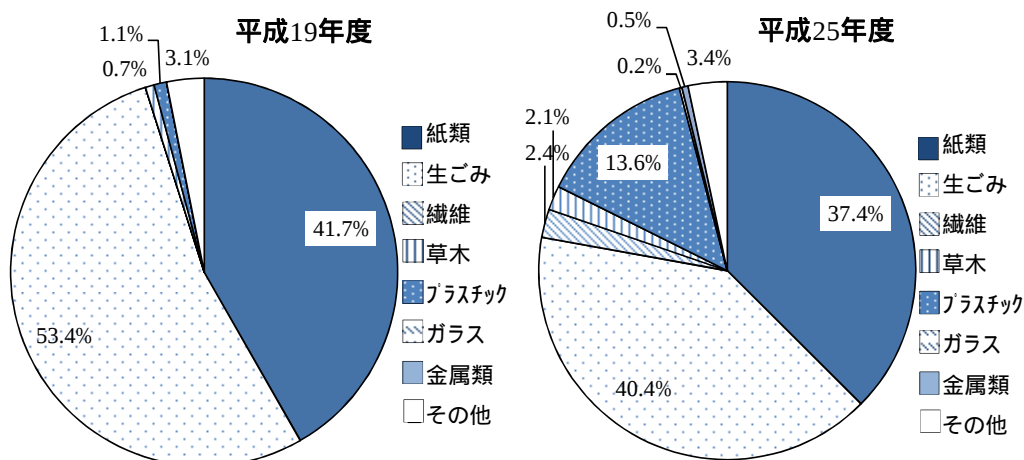
区が収集するごみ（家庭ごみ・小規模事業所から排出されるごみ）に含まれる資源化可能物の割合を目標値として設定します。区が収集する燃やすごみの組成については図 5-5、図 5-6 のとおりです。

図 5-5 区内の家庭ごみの組成割合推移



資料：平成 19 年度、平成 25 年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

図 5-6 区内の小規模事業所から排出されるごみの組成割合推移



資料：平成 19 年度、平成 25 年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

平成 25 年度のごみ組成において資源化可能物（古紙、びん・缶・ペット類、不燃ごみ）の割合は、家庭からでるごみと小規模事業所から排出されるごみを合わせて、12.9%あります。内訳は、紙類のうち古紙が 10.4%と、ガラス・金属類・プラスチック・その他のうちびん・缶・ペット類と燃やさないごみが 2.5%含まれています。

今後は、分別の徹底を区民および小規模事業所に啓発することで、7.9%まで減量することを目標とします。

第6章 生活排水処理基本計画

6-1 生活排水の現状

6-1-(1) 生活排水の排出状況

本区の下水道は概成 100%、普及率で 99%であり、下水道普及地域では、し尿を含む生活排水のほとんどが、公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、浄化槽¹あるいはくみ取りによる処理を行っています。平成 25 年 3 月 31 日現在で、浄化槽設置基数は 839 基、くみ取り戸数は 419 戸で、年々減少傾向にあります。(表 6-1)

一方、事業活動に伴って、し尿混じりのビルピット汚泥²、事業系し尿等も排出されています。

表 6-1 区内の浄化槽設置基数及びし尿くみ取り戸数

	22 年度	23 年度	24 年度
浄化槽設置基数(基)	938	866	839
くみ取り戸数(戸)	570	475	419

表 6-2 家庭系生活排水の処理方法別人口

(単位：人)

	22 年度	23 年度	24 年度
計画処理区域内人口	666,450	668,814	669,097
公共下水道人口(注 1)	663,233	665,973	666,446
浄化槽人口	2,001	1,835	1,768
非水洗化人口(注 2) (くみ取り便所)	1,216	1,006	883

(注 1) 公共下水道人口 = 計画処理区域内人口 - (浄化槽人口 + 非水洗化人口)

(注 2) 基数及び戸数に各年度の 1 世帯当たりの平均人数を掛けて算出

表 6-3 くみ取りし尿、浄化槽汚泥等の排出量

(単位：kl)

	22 年度	23 年度	24 年度
くみ取りし尿	1,539	1,427	1,001
浄化槽汚泥	1,521	1,335	1,155

1 水洗トイレの汚水(し尿)と台所や風呂等の生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理して、下水道以外に放流するための装置。

2 地下階を有するビルやホテル等から出る汚水・雑排水を貯留する合併槽等に溜まった汚泥をビルピット汚泥といい、これにし尿が混じったものをし尿入りのビルピット汚泥といいます。

6-1-(2) 収集・運搬状況

家庭から排出されるし尿については、区が事業者委託をして収集しています。

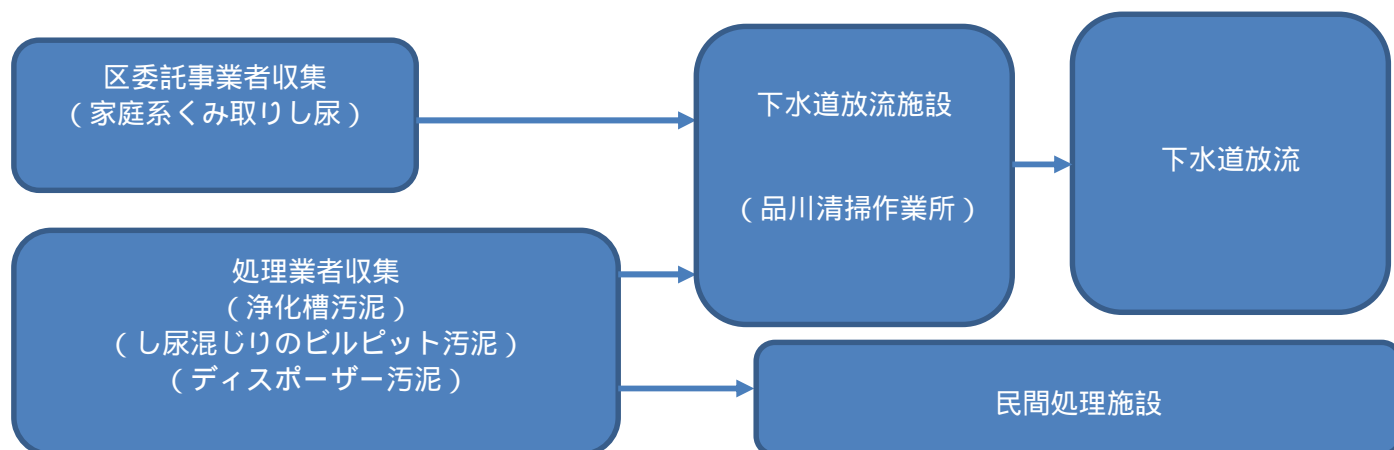
収集作業は、通常 1.7kl の小型吸上車で収集を行っています。収集回数は原則として月 2 回となっており、下水道の普及により、くみ取り世帯は年々減少しています。

なお、区の収集・運搬は、家庭系のみを対象としており、浄化槽汚泥・し尿混じりのビルピット汚泥・事業系し尿は、民間事業者が収集・運搬しています。

6-1-(3) 輸送及び処分

収集されたし尿及び浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、し尿混じりのビルピット汚泥は、直接下水道放流施設（品川清掃作業所）に搬送され、下水道放流基準を満たす状態に処理された後に下水道に放流されています。残さは、焼却され埋め立てられています。（図 6-4）

図 6-4 足立区における家庭系生活排水の処理フロー



6-2 基本方針

本区の下水道普及率は既に 99% 以上となっています。そのため、下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は出来る限り公共下水道によって処理することを基本方針としています。

既存の一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして、区が事業者委託により収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行うこととしています。区が担っている収集・運搬部門については、より効率的な体制の検討を進めます。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、今後も引き続き事業者による処理体制を基本としていきます。

6-3 施策・事業の展開

6-3-(1) 下水道への接続の促進

下水道処理区域内の非下水道世帯については、下水道法に基づいて水洗化が義務付けられています。これに基づいて下水道への接続を促進し、くみ取り世帯の減少を図り、区民生活の衛生面の向上を目指します。目標年次（平成 35 年度）には、全量を下水道で処理することを目指します。

6-3-(2) し尿の収集・運搬及び処分

し尿の収集・運搬については、引き続き区が事業者委託にて実施します。くみ取り世帯の減少に伴い、効率的な収集体制の構築を目指します。

し尿の処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行い、下水道放流施設を管理・運営します。

6-3-(3) し尿収集の有料化の検討

下水道告示地域内で下水道に接続していないくみ取り世帯については、下水道料金の負担がされている一方、下水道未告示地域内のくみ取り世帯については、下水道料金の負担がなく、収集を行っている区も料金の徴収をしていません。このように、くみ取り世帯間においても料金の負担に差が生じているため、受益者負担の原則により有料化とその方法について検討していきます。

6-3-(4) 浄化槽汚泥の処理

浄化槽汚泥については、一般廃棄物処理業者により収集し民間施設での処理を促進します。

6-3-(5) 事業者責任の徹底

事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、事業者責任による自己処理を徹底します。

6-3-(6) ディスポーザー汚泥の処理

ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）については、一般廃棄物処理業者により収集し、民間施設での処理を促進します。

6-3-(7) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽汚泥については、排出者責任による収集を行い、収集した浄化槽汚泥は民間事業者による処理を促進します。浄化槽の機能を維持するためには、定期的な保守点検、清掃が行われるように、広報等を通じて区民に対して情報を発信するとともに、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者についても指導を強化します。

6-3-(8) 災害時の対応

災害時には、避難所に速やかに仮設トイレを設置するなど、避難した住民のトイレを確保します。また、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体あるいは災害協定を締結した民間事業者等と連携し、災害時のし尿収集が遅滞なく行えるように体制を整備します。

第1章 人口の動向

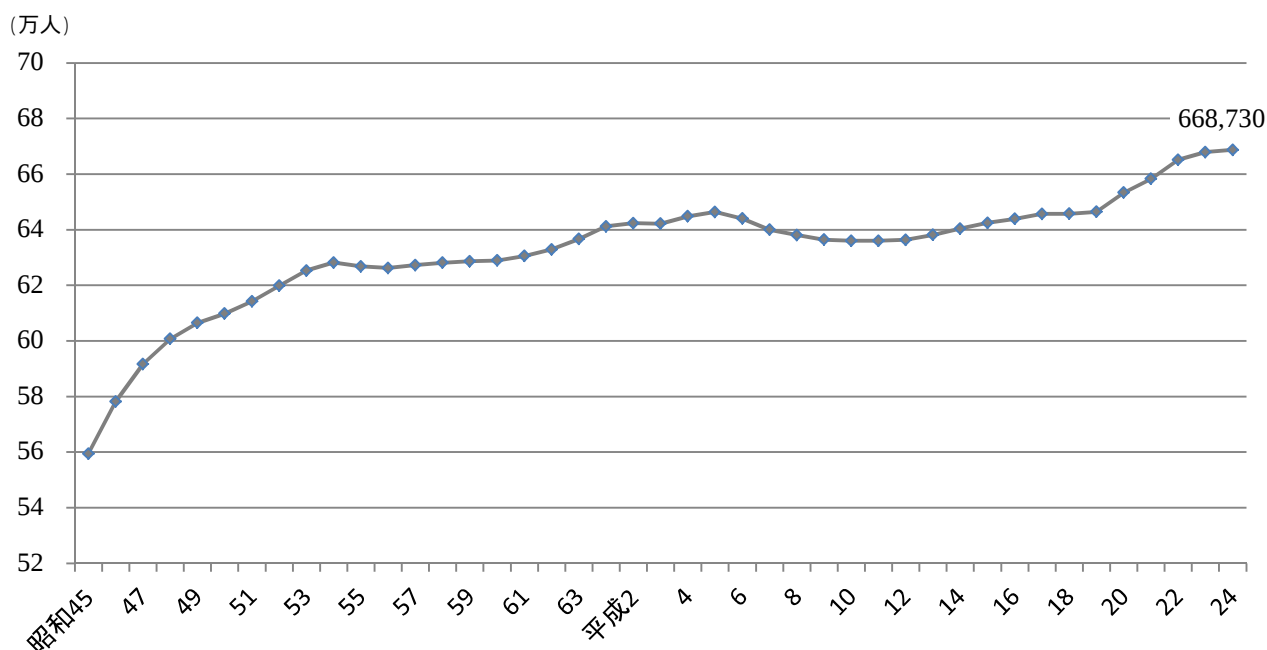
1-1 人口及び世帯数

本区の総人口は、平成 24 年 1 月 1 日現在、668,730 人で、東京都の総人口（13,092,163 人）の約 5.1%、23 区の総人口（8,914,676 人）の約 7.5%を占め、23 区の中では世田谷区・練馬区・大田区・江戸川区について 5 番目に人口が多い区です。世帯数は 306,367 世帯で、1 世帯当たりの人数は 2.18 人です。

本区は、都心部からほど近い住宅地として発展したため、昭和 60 年代から平成 20 年に至るまでほぼ 63 万人～65 万人台で推移してきました。その後、つくばエクスプレスや日暮里・舎人ライナーの開業にともないマンション等の開発が盛んになり、平成 21 年度以降人口が増加傾向にあります。（図 7-1）

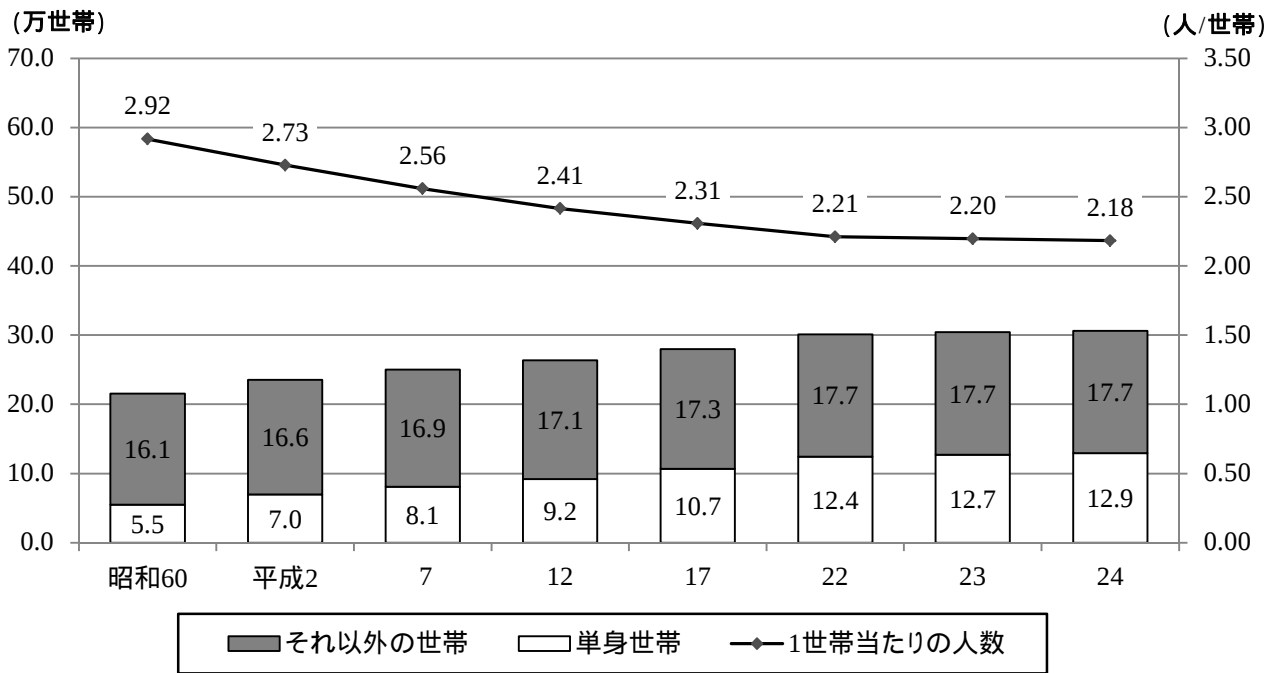
世帯総数は、近年は 30 万世帯前後で推移していますが、大学の誘致等により単身者世帯は増加傾向にあります。また、1 世帯当たりの人数が、昭和 60 年の 2.88 人から平成 24 年には 2.18 人と減少しています。（図 7-2）

図 7-1 足立区の人口推移（各年 1 月 1 日現在）



資料：区民部戸籍住民課（住民基本台帳）
外国人人口含む

図 7-2 足立区の世帯数・1世帯当たりの人数の推移

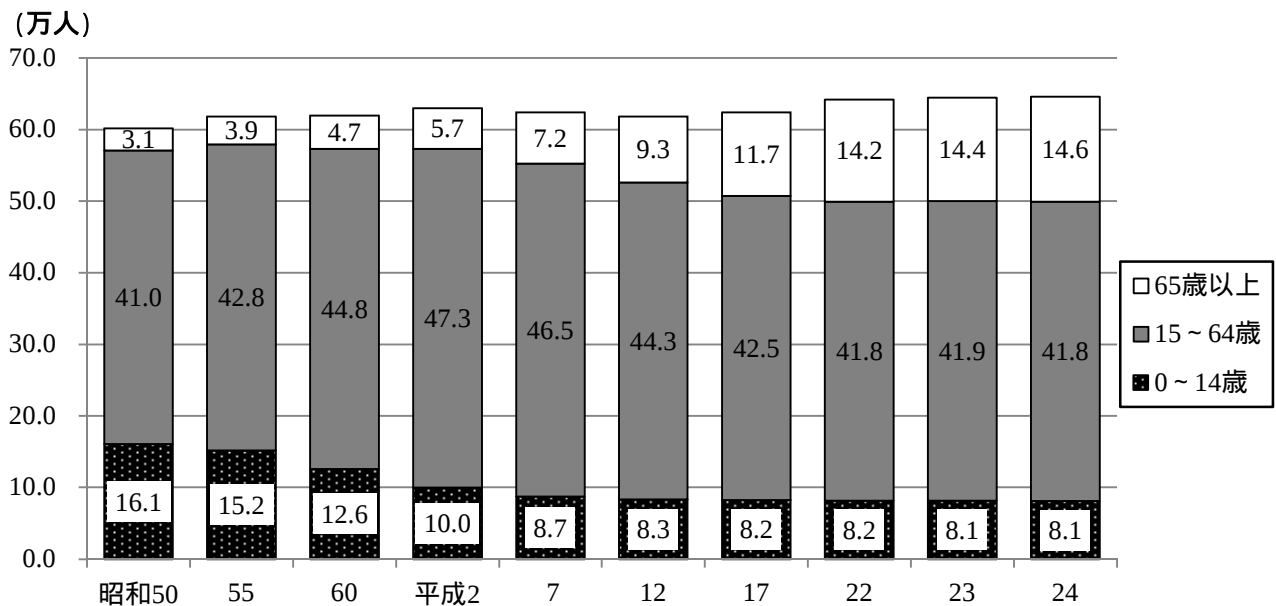


資料：政策経営部政策課(住民基本台帳)
外国人人口含む

1-2 人口構造

本区の人口構造は、0～14歳の幼年人口と15～64歳生産年齢人口の構成比が平成2年から経年的に減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口の構成比が増加しています。このことから、高齢化が経年的に進んでいます。(図7-3)

図 7-3 足立区の年齢別人口の推移

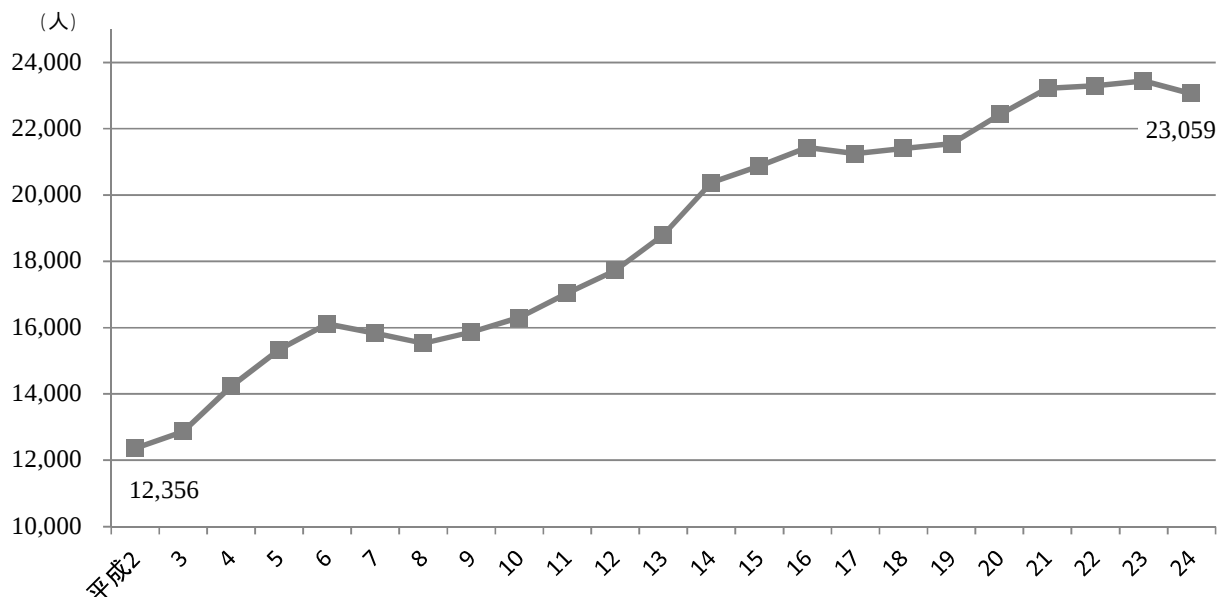


資料：区民部戸籍住民課(住民基本台帳)
外国人の人口構造は含まない

1-3 外国人人口の推移

本区の外国人の人口は、平成 24 年で 23,059 人であり、平成 2 年の 12,356 人と比べて約 2 倍の増加が見られます。(図 7-4)

図 7-4 足立区の外国人人口の推移



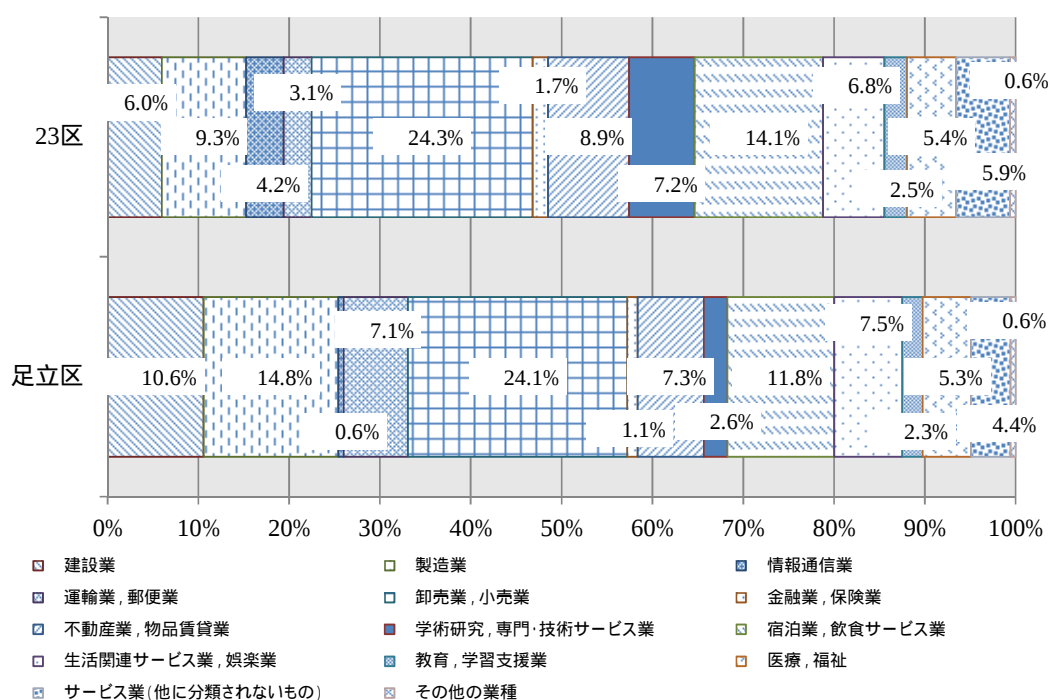
資料：区民部戸籍住民課(外国人登録法による登録数)

第2章 産業の動向

2-1 事業所数

区内事業所数は、「平成 21 年経済センサス基礎調査」によると 28,943 事業所で、産業分類別にみると、最も多い業種が「卸売業、小売業」の 6,981 事業所（24.1%）、次いで「製造業」の 4,290 事業所（14.8%）、「宿泊業、飲食業」の 3,408 事業所（11.8%）となっています。23 区全体との比較では、「建設業」や「製造業」、「運輸業、郵便業」の業態で 4%以上上回っています。一方、「宿泊業、飲食サービス業」や「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の業態は 2%以上下回っています。（図 7-5）

図 7-5 足立区内事業所の業態別事業所数の比率

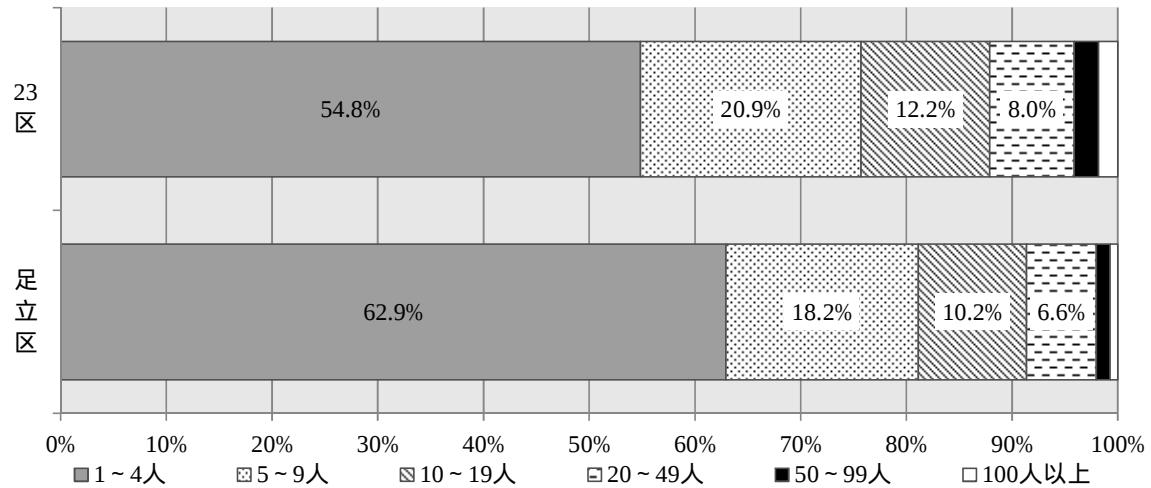


資料：平成 21 年経済センサス基礎調査

2-2 従業者規模別事業所数

事業所を従業者規模別で見ると、1～4人の小規模事業所が全体の62.9%となっており、23区全体の54.8%に比べて約8%高くなっています。(図7-6)

図7-6 足立区内事業所の従業者規模別事業所数の比率

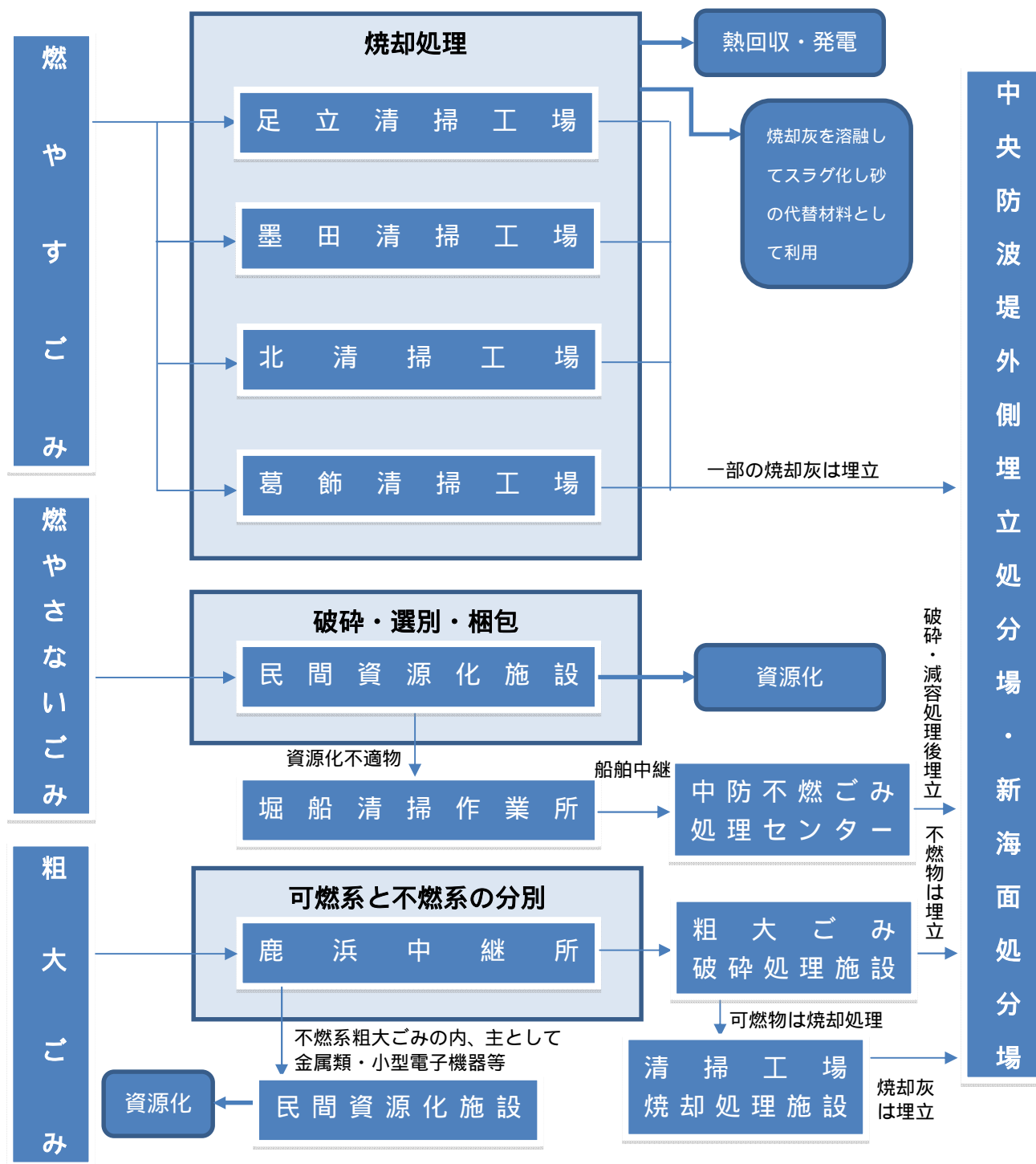


資料：平成21年経済センサス基礎調査

第3章 ごみ処理事業の概要

3-1 処理の流れと形態

図 8-1 ごみ処理の流れと形態（平成 25 年度現在）



3-2 ごみ排出量の推移

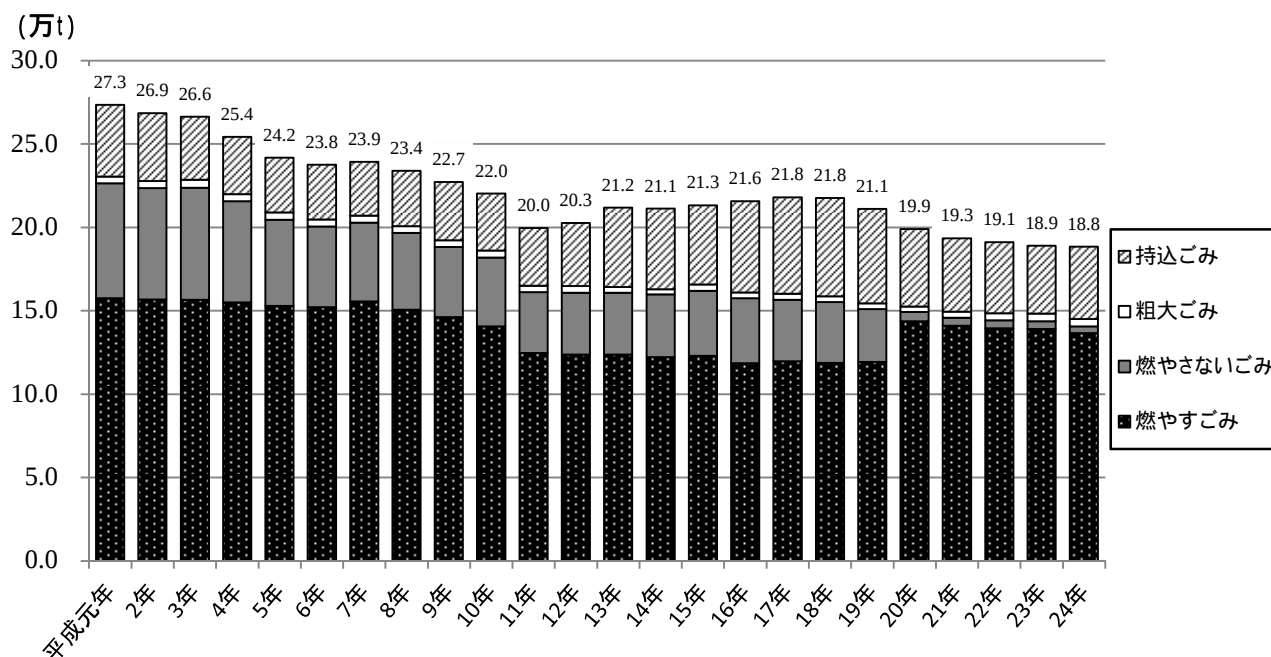
区のごみ排出量の推移は、図 8-2 に示すとおりです。

本区のごみ排出量の合計は、平成元年度をピークに平成 11 年度までは減少傾向が続き、平成 11 年度には 199,561 t / 年まで減少しました。その後、持込みごみの増量により平成 17 年度までは増加傾向となっていました。平成 18 年度から減少傾向が続いた結果、平成 24 年度は 188,481 t / 年のごみ排出量となりました。(図 8-2)

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの区収集ごみ排出量の推移をみると減少傾向がみられ、本区の人口が増加傾向であることを考えると、家庭でのごみの発生・排出抑制は行われていることがわかります。

事業系一般廃棄物の持込ごみ量の推移は、景気動向の変動により大きく左右される側面がありますが、平成 18 年度の 58,921 t / 年をピークに減少傾向にあり、平成 24 年度は 43,412 t / 年となっています。

図 8-2 ごみ量の推移



資料：足立の環境

平成 11 年 2 月より東京ルール モデル事業（資源回収）を区内全域実施
平成 20 年 4 月よりサーマルリサイクル区内全域実施

3-3 ごみの収集・運搬の状況

3-3-(1) 収集基準

家庭ごみと小規模事業所(常時使用する従業員の数が20人以下及び日量50kg未満を排出する事業者)の排出する事業系ごみ(商店・飲食店など事業活動によって生じたごみ)は、有料ごみ処理券を貼付のうえ資源回収場所・ごみ集積所から収集しています。

3-3-(2) 分別区分

本区におけるごみの分別区分は、表8-3に示すとおりです。

ごみの排出方法は、ポリバケツなどのごみ容器による排出が原則ですが、共働きや単身者等でごみ容器による排出が困難な世帯では、燃やすごみと燃やさないごみについては中身の見える透明度の高い袋で排出することもできます。また、資源については、品目により排出方法が異なっています。

なお、表8-4に示すような有害性のあるもの、危険性のあるもの、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象品目などは、区による収集は行なっていません。

表8-3 現行のごみ分別区分

区分	収集回数	排出方法	品目
燃やすごみ (家庭系) (事業系)	週3回	容器排出が原則 (中身が見える袋でも可能)	生ごみ、紙くず、衣類・布、プラスチック、食用油、紙おむつ、少量の枝・葉、ゴム・皮革類など(可燃物と不燃物の複合製品で、可燃性の割合が高いもの)
燃やさないごみ (家庭系) (事業系)	月2回	容器排出が原則 (中身が見える袋でも可能)	ガラス・陶磁器類、金属類、小型電化製品など(可燃物と不燃物の複合製品で、不燃物の割合が高いもの)
資源 (家庭系) (事業系)	週1回	古紙は品目別にひもで束ねる。 びん・缶は原則としてコンテナに入れる。 ペットボトルは原則としてネット袋、コンテナに入れる。	古紙類(新聞、雑誌類、段ボール、紙パック) びん類(飲料びん、食用びん) 缶類(飲料缶、食用缶、スプレー缶、カセットボンベ) ペットボトル
粗大ごみ (家庭系)	随時 (申込制)	有料粗大ごみ処理券を貼付して玄関先等に出す。または指定の場所へ持ち込む。	家具・家電製品など耐久消費財を中心とする、おおむね30cm角以上のもの
店頭回収	週2回	コンビニ・スーパー等の店頭で回収	ペットボトル
拠点回収	週2回 (六木住区センターは週1回)	江南区民事務所、本木関原住区センター、六木住区センターの3か所専用回収ボックスへ持ち込む。	食品トレイ
あわせ産廃 (事業系)	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する。条件は、常時使用する従業員の数が20人以下及び排出日量50kg未満の事業所から排出される、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く)、ガラスくず、陶磁器くず。		

表8-4 区が収集しないもの

内容	品目
危険性のあるもの 有害性のあるもの 引火性のあるもの	薬品類、金属粉末、石油類(灯油、ガソリン、シンナー、エンジンオイル(凝固剤使用も不可)など)、塗料、マッチ・花火(未使用のもの)、中身の入ったライターなど。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)対象品目	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)
資源有効利用促進法対象品目	パソコン
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ピアノ、耐火金庫、ガスボンベ、消火器、レンガ、コンクリートブロック、石や土、オートバイ、自動車関連部品、小型焼却炉、排水溝の汚泥、動物のふん、液状のものなど

3-3-(3) ごみ処理手数料

1日10kgを超える家庭ごみや引越しなど一度に多量に出る臨時ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみは、ごみ処理手数料を徴収しています。手数料は1kgにつき36.5円で、家庭系粗大ごみに関しては品目別に定められています。また、清掃工場への持込みごみの処理手数料は、1kgにつき15.5円を東京二十三区清掃一部事務組合が徴収し、直接最終処分場に運搬したときは1kgにつき9.5円を（東京都が委託して）区が徴収しています。

表 8-5 ごみ処理手数料

区分		手数料	
区で収集する場合	事業系ごみ	1kgにつき36.5円 (有料ごみ処理券を貼付し排出する場合は、10ℓまでごとに69円)	
	家庭ごみ	1日10kgを超えるごみ	1kgにつき36.5円
		臨時ごみ	1kgにつき36.5円
自分でごみを直接処理施設へ持ち込む場合		1kgにつき15.5円 (東京二十三区清掃一部事務組合が徴収) ただし、最終処分場に運搬したときは、1kgにつき9.5円	

表 8-6 有料ごみ処理券の価格表

	券種	単位	金額	種別
事業系	特大70ℓ相当	5枚1組	2,415円	軽量ごみ専用
	大 45ℓ相当	10枚1組	3,100円	
	中 20ℓ相当	10枚1組	1,380円	
	小 10ℓ相当	10枚1組	690円	
粗大	粗大A券	1枚	200円	
	粗大B券	1枚	300円	

3-4 中間処理、最終処分の状況

3-4-(1) 中間処理

区が収集したごみ及び一般廃棄物処理業者や排出事業者が持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理しています。

燃やすごみは、足立清掃工場や他区に所在する清掃工場に持ち込まれ、焼却処理されます。平成 18 年 9 月から一部地域にてモデル実施していた廃プラスチック等のサーマルリサイクル事業を、平成 20 年 4 月から区内全域で本格実施しています。これまで燃やさないごみに分類していたプラスチックやゴム・皮革類を燃やすごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより熱エネルギーを回収して温水供給や発電等に有効利用しています。本区にある足立清掃工場は、ダイオキシン類対策等のため、プラント更新工事を行い、平成 17 年 3 月から、日量処理能力 700 t で稼働しています。このプラントは、焼却灰の減容処理を行っているため、灰溶融施設（処理能力 130 t / 日）を備えています。（表 6-13）

燃やさないごみは、区内の民間資源化施設に搬入後、人手により選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者引き渡しています。手選別後の資源化不適物は、北区の堀船清掃作業所（船舶中継所）を経由し東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する中央防波堤埋立地内にある不燃ごみ処理センターで、鉄分・アルミニウムを回収し減容しています。

粗大ごみは、金属比率の高い物は鹿浜粗大中継所で選別し、民間資源化施設に運搬しています。資源化施設では、破碎等の資源化処理を行い、再資源化事業者へ引渡しています。

また、それ以外の粗大ごみは、中央防波堤埋立地内にある粗大ごみ破碎処理施設にて破碎と磁選別をした後、焼却しています。

表 8-7 足立清掃工場の概要

工期	着工	平成11年12月
	しゅん工	平成17年3月
敷地面積 [平方メートル]		約37,000
建設費 [百万円]		28,035
ごみ焼却炉	炉型式	荏原HPCC型
	設計最高発熱量 [KJ / kg]	12,100
	規模 [t / 日] (基数)	700t / 24h (350t × 2)
	焼却能力 [t / 日]	700
灰溶融炉	炉型式	プラズマ式(電気式)
	規模 [t / 日] (基数)	130t (65t × 2)
	発電出力(Kw)	16,200
余熱利用	給熱	高温水
		足立区立 スィムスポーツセンターうきうき館 悠々会館 足立清掃事務所

3-4-(2) 最終処分

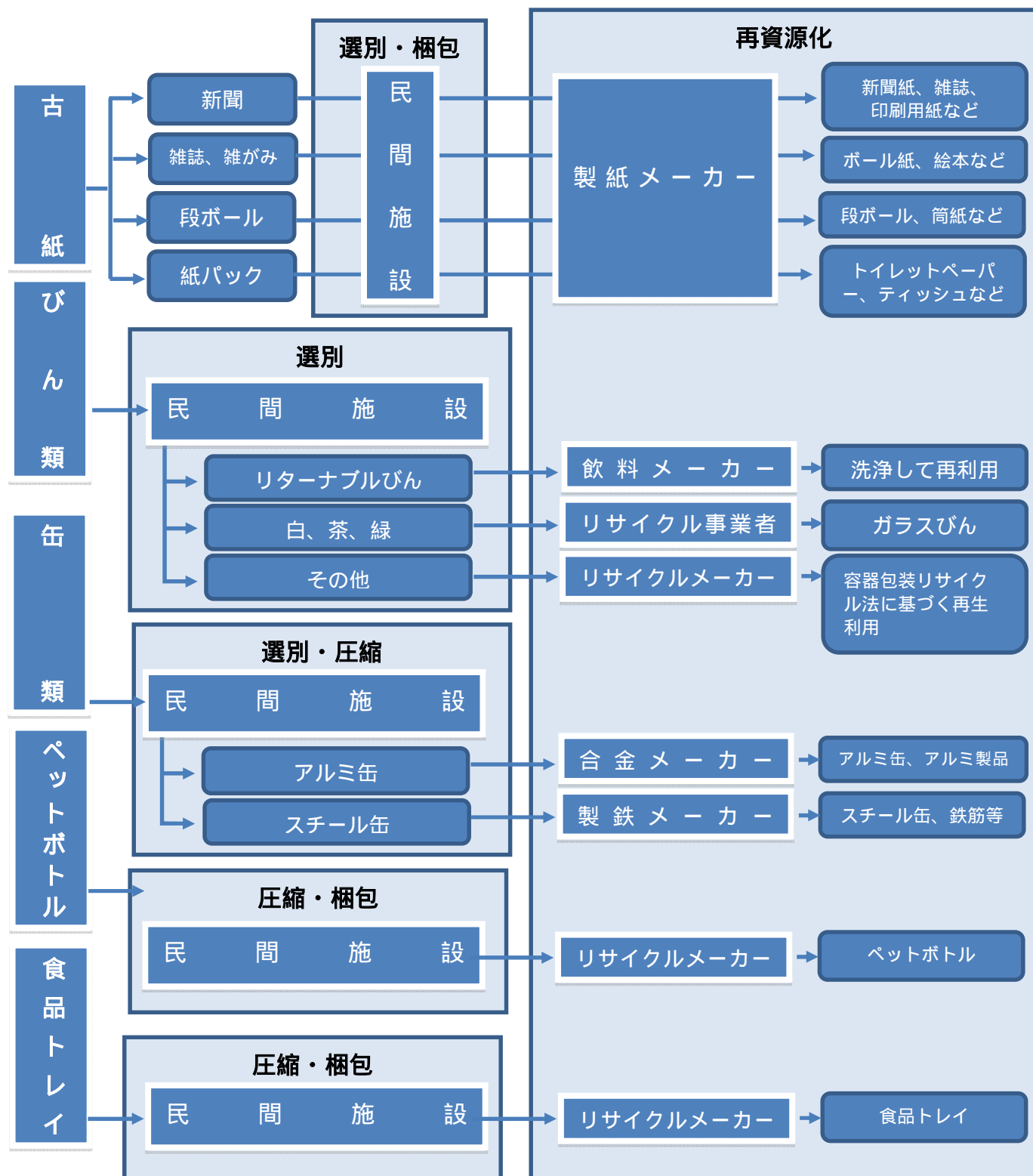
焼却灰や、燃やさないごみの処理残さなどは、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられています。新海面処分場は、平成 8 年 7 月に埋立免許を取得し、平成 10 年 12 月に廃棄物の埋立処分を開始しました。埋立に際しては、飛散防止のため土砂ではさむサンドイッチ工法で処分しています。害虫等の対策としては薬剤散布により対処しています。処分場の浸出水は、埋立地に設置した排水処理場で処理した後、砂町水再生センターで処理しています。

新海面処分場は東京港に残る最後の埋立処分場であるため、埋立処分量の削減が差し迫った課題となっています。

第4章 資源化とごみの排出抑制の状況

4-1 資源の流れ

図 9-1 資源化の流れと形態（平成 25 年度現在）



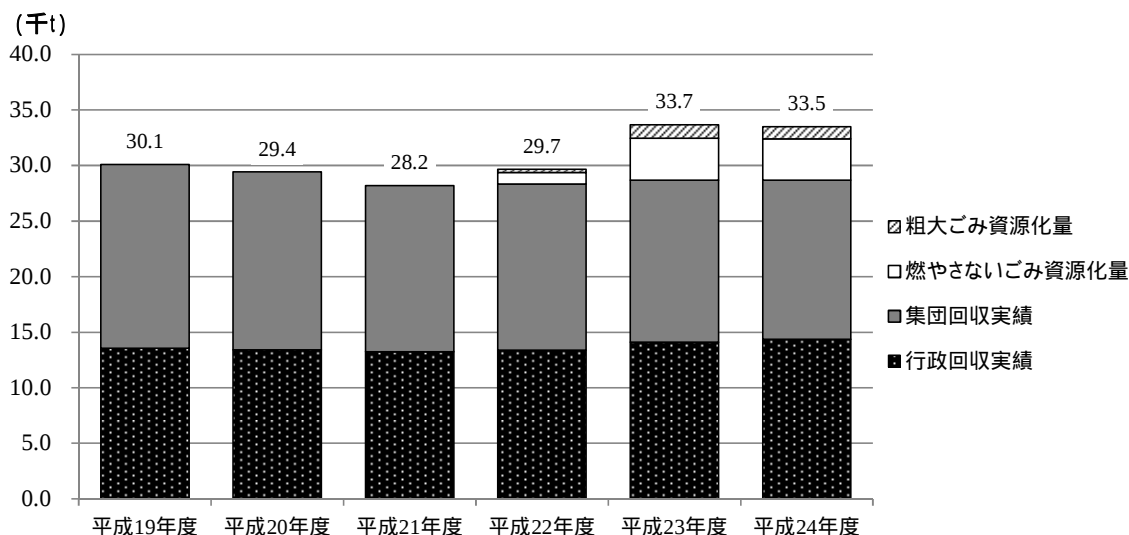
4-2 資源化量の推移

4-2-(1) 資源化量の実績

本区の資源化量の推移は、図 9-2 に示すとおりです。

平成 21 年度まで資源化量は減少傾向にありましたが、平成 22 年度から燃やさないごみと粗大ごみの資源化事業が開始したことにより資源化量が大幅に増加し、平成 24 年度は 33,509 t の資源化量となっています。

図 9-2 資源化量の推移



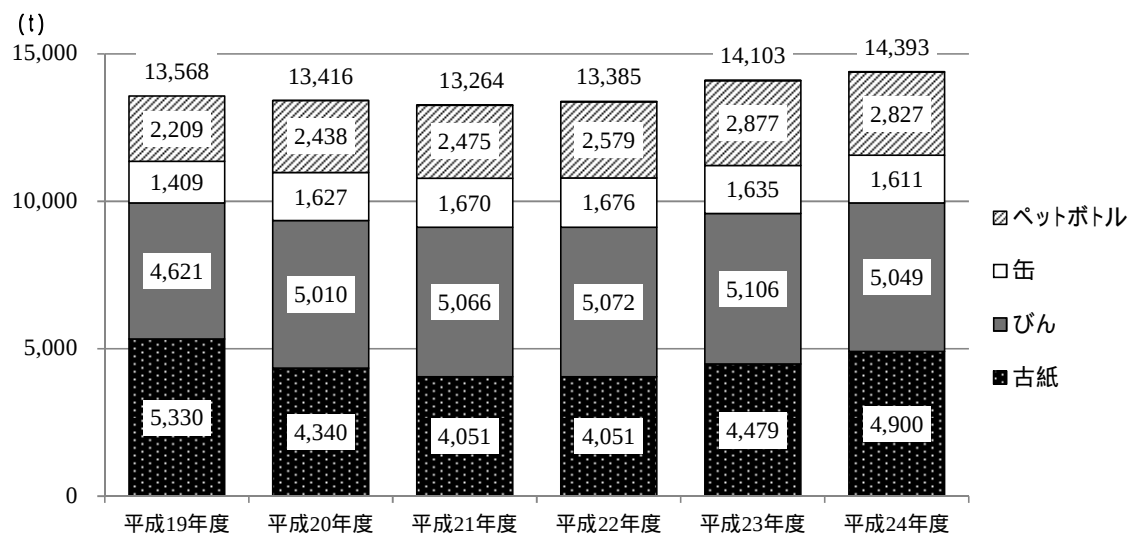
資料：足立の環境

4-2-(2) 資源行政回収の実績

本区の資源行政回収の実績は、図 9-3 に示すとおりです。

平成 22 年度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成 23 年度以降増加傾向にあり平成 24 年度で 14,393 t となっています。

図 9-3 資源行政回収の実績



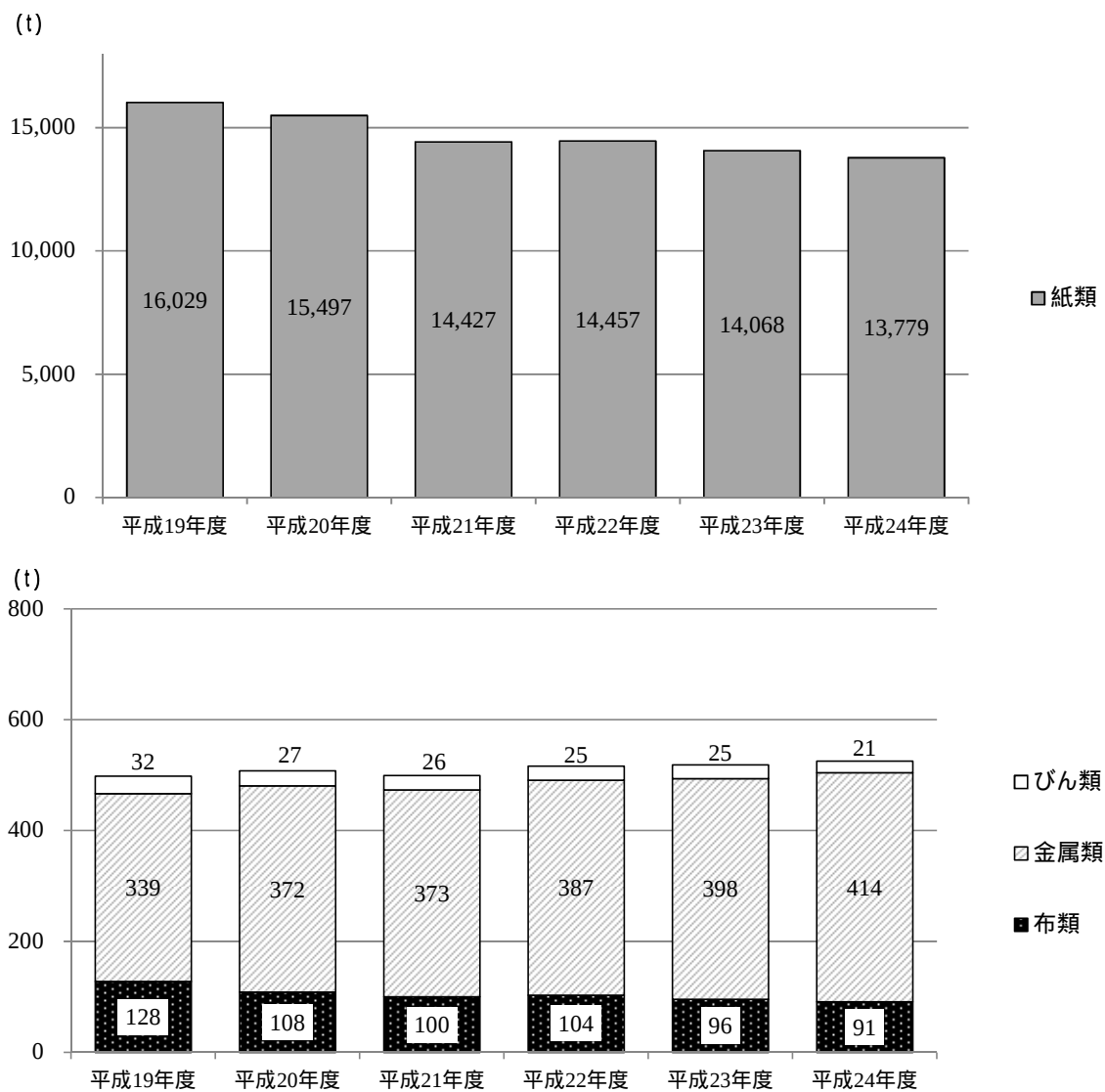
資料：足立の環境

4-2-(3) 資源集団回収の実績

本区の資源集団回収の実績は、図 9-4 に示すとおりです。

資源集団回収は紙類がほとんどを占めています。回収量の推移をみると、減少傾向にあり、平成 24 年度は 14,305 t となっています。

図 9-4 資源集団回収の実績



4-3 資源回収・資源化事業の状況

4-3-(1) 資源回収事業

本区では、平成 11 年 2 月より区内全域で週 1 回の資源回収事業を実施しています。

また、平成 20 年度から住区センターなどの公共施設 4 ヶ所で食品トレイの拠点回収を開始し、平成 22 年 2 月からは、千住常東地区で発泡スチロール（食品トレイ・カップめん容器・緩衝材）のモデル回収を開始しました。これにともない、千住あずま住区センターの食品トレイの拠点回収は終了し、現在は 3 ヶ所で拠点回収を実施しています。

なお、平成 25 年 2 月から、千住常東地区では食品トレイ（白色、有色）に特化したモデル回収に切り替えています。

4-3-(2) ペットボトルの店頭回収

東京都は、リサイクルシステムが未整備であったため、将来的に「事業者自己回収の確立」することを念頭に、緊急対策として「ペットボトルの店頭回収システム」を平成 9 年 4 月に開始しました。しかし、集積所でのペットボトル回収が普及したため、平成 27 年 2 月でペットボトルの行政による店頭回収は終了することとなりました。

4-3-(3) 集団回収活動支援

集団回収とは、10 世帯以上の団体で、家庭から出る資源を自主的に日時や場所を決めて回収し、業者へ引渡す地域のリサイクル活動です。

本区では、回収実施団体の登録制度を設け、相談や指導、作業補助用具等の貸付け、回収量に応じた報奨金（6 円 / k g）の支給などを行っています。

4-3-(4) 燃やさないごみからの資源回収

平成 22 年度から、ごみの減量および資源化の推進を目的として、燃やさないごみの資源化モデル事業を開始しました。具体的には、区内一部地域の燃やさないごみを区内の民間資源化施設に搬入、人手により選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者引き渡すもので、モデル事業では 72.56%の資源化をすることができました。平成 23 年度からは区内全域に拡大するとともに資源化品目に陶磁器を追加し、平成 24 年度は 91.15%を資源化しました。

4-3-(5) 粗大ごみの資源化事業

金属比率の高い粗大ごみを民間資源化施設に運搬し、資源化施設で破砕等の処理を行った後、選別・梱包して材質ごとに再利用事業者引き渡しています。また、平成 26 年度から家庭から排出される木製の粗大ごみを、住宅の床材や壁材として使用される「パーティクルボード」にマテリアルリサイクル（注）し、貴重な木質資源として活用します。

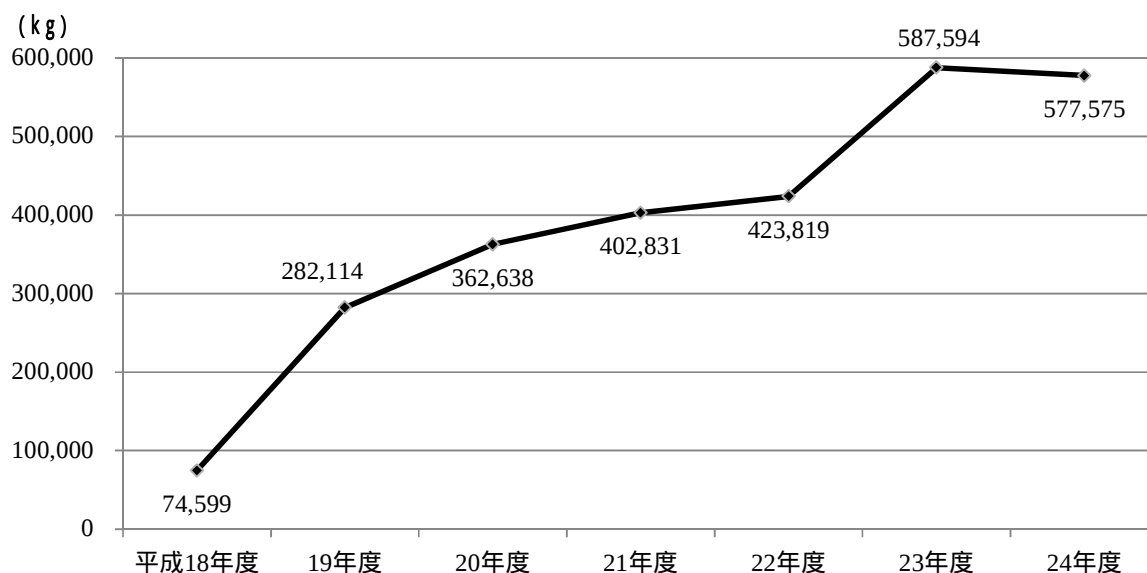
注 マテリアルリサイクル・・・材料を再度原材料として再生利用すること。

4-3-(6) ペットボトルの自動回収機による回収事業

従来の集積所回収及び店頭回収に加え、「あだちエコネット事業」の一環として、平成 18 年 7 月から自動回収機（「Reverse Vending Machine」以下「RVM」という。）によるペットボトル店頭回収を実施しています。現在までに、区内 46 店舗に RVM58 台を設置し、平成 23 年度からは、10 店舗に飲料缶の RVM を併設し、モデル事業として拠点回収を実施しています。RVM は投入されたペットボトルをチップ状に破砕するため、保管、運搬の効率が向上します。回収されたペットボトルは、国内でペットボトルへと再製品化（ボトル to ボトル）を行っています。

RVM による回収実績は、平成 18 年度の事業開始から年々増加傾向にあり、平成 22 年度には約 424 t の回収がありました、平成 23 年度以降は飲料缶のモデル回収を実施したため大幅に増加し、平成 24 年度は約 578 t の回収がありました。（図 9-5）今後は、民間主導による自動回収機への移行と回収を推進していきます。

図 9-5 RVM の実績



資料：足立の環境

4-3-(7) 資源買取市

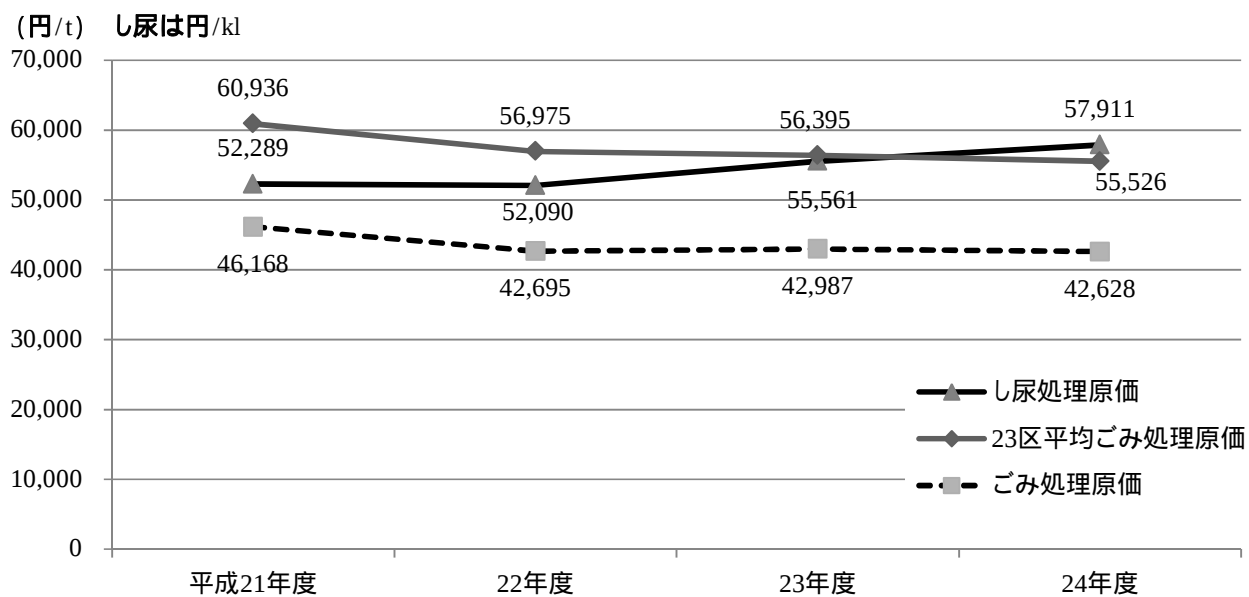
平成 21 年 9 月より、本区の指定する廃棄物処理事業者が、家庭から出る古紙、缶、ペットボトル、廃食用油を市況に応じて直接買い取りしています。区民が資源買取市を利用することで、資源の回収運搬経費を削減できるとともに資源の持去り対策につながります。買い取られた資源は、資源化・再商品化事業者に売却され原材料として再生されます。

第5章 ごみ処理経費

5-1 ごみ処理・し尿処理原価

平成21年度から24年度までの、本区のごみ処理原価とし尿処理原価の推移を図10-1に示します。

図10-1 足立区のごみ処理・し尿処理原価の推移



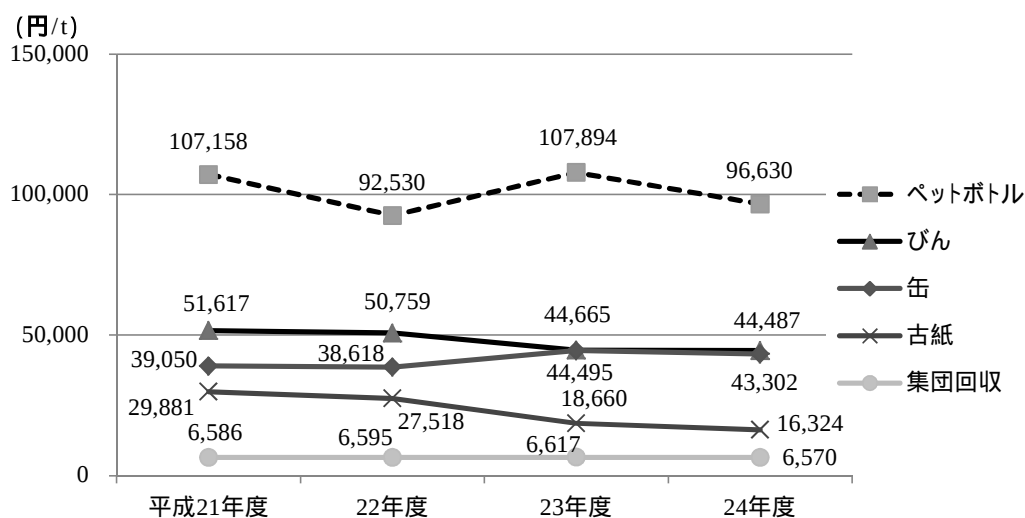
資料：足立区ごみ減量推進課

5-2 資源化処理原価

平成 21 年度から 24 年度までの、本区の品目別の資源化処理原価の推移を図 10-2、3 に示します。減少傾向にある品目は、「びん」と「古紙」となっており、増加傾向の品目は「缶」となっています。(図 10-2)

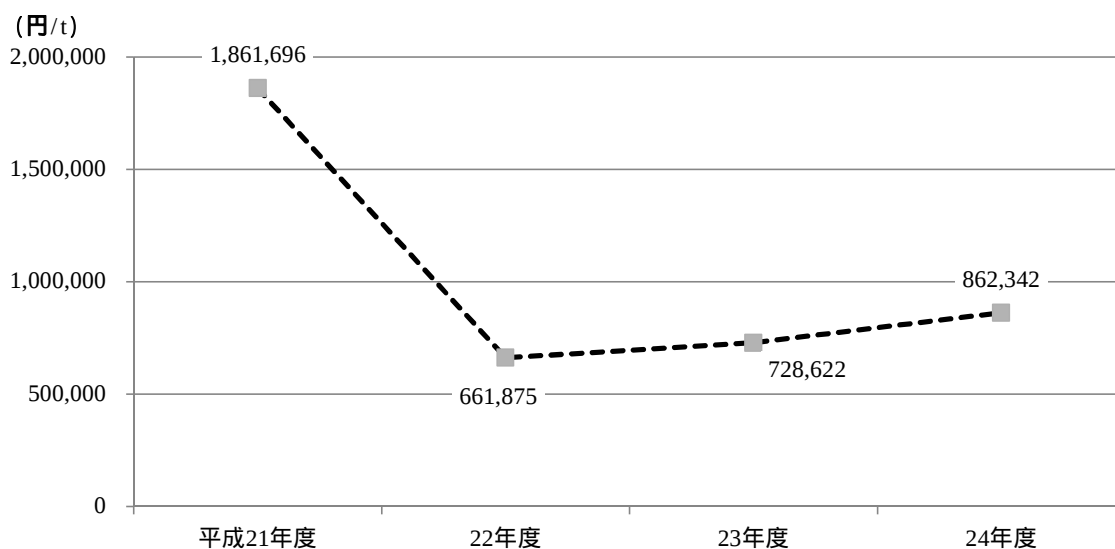
発泡・トレイに関しては、他の品目より原価が大幅に高くなっています。平成 21 年度から 22 年度にかけて大幅に原価が減少しましたが、22 年度以降は増加傾向にあり、24 年度は 862,342 円/ｔとなっています。(図 10-3)

図 10-2 品目別資源化原価の推移（発泡・トレイを除く）



資料：足立区ごみ減量推進課

図 10-3 品目別資源化原価の推移（発泡・トレイ）

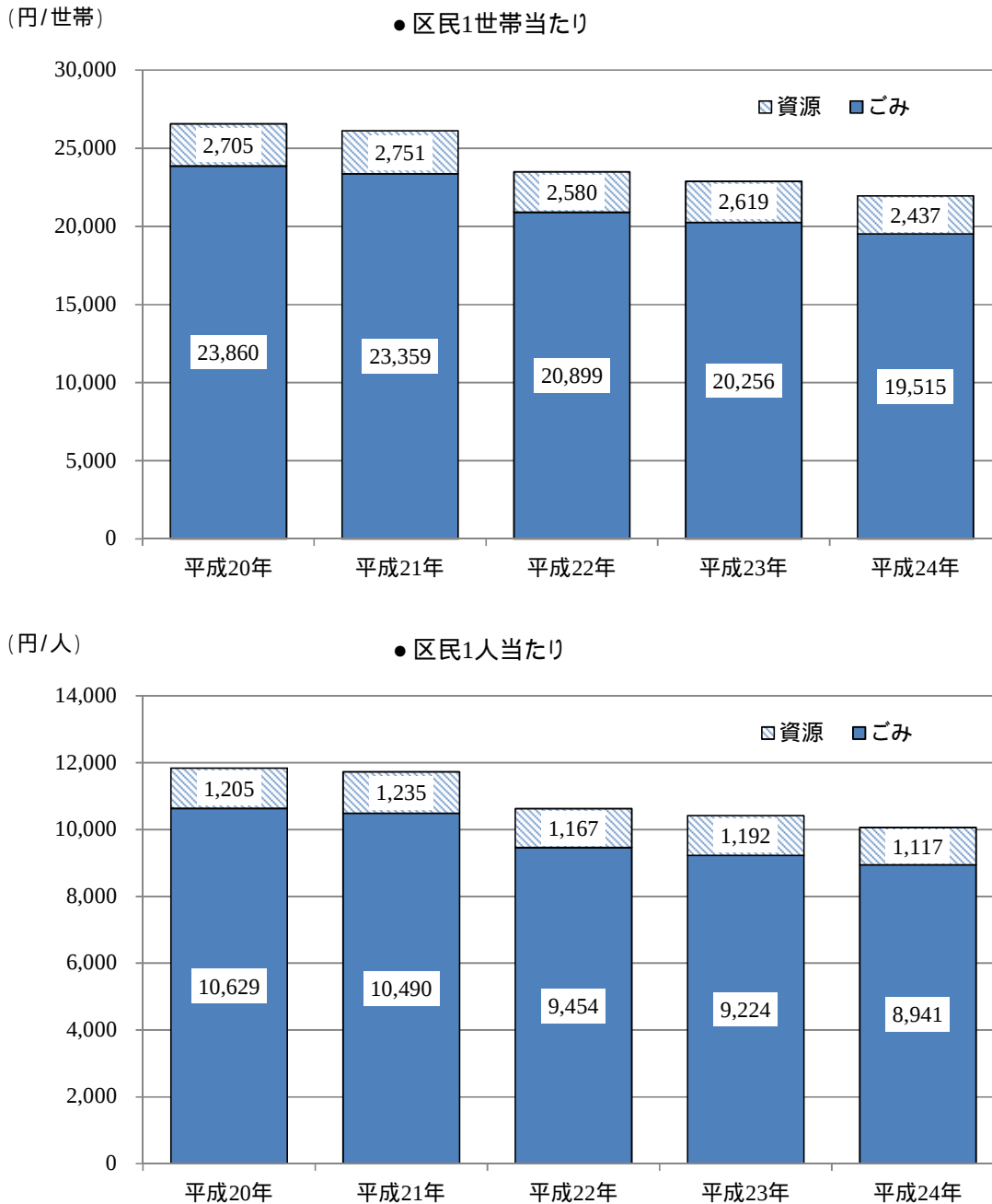


資料：足立区ごみ減量推進課

5-3 区民1世帯当たりおよび1人当たりの処理原価

平成20年度から平成24年度までの、区民1世帯当たりおよび1人当たりの年間資源・ごみ処理原価を図10-4に示します。それぞれの推移は経年的に減少傾向にあることが伺えます。

図10-4 ごみ・資源の処理にかかる原価（区民1世帯・1人当たり）



資料：足立区ごみ減量推進課

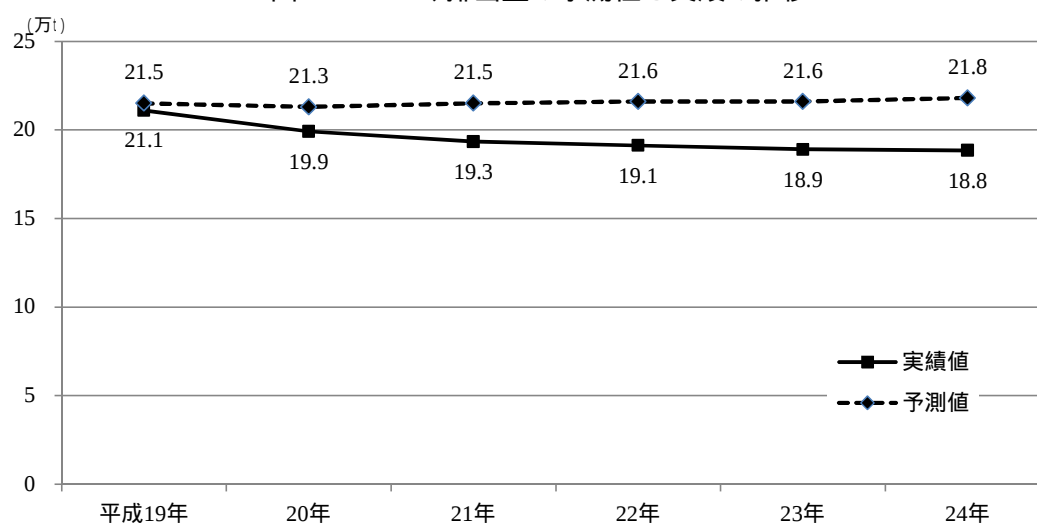
第6章 比較評価

6-1 前回基本計画との比較

6-1-(1) ごみ排出量の比較

ごみ排出量について、前回基本計画の予測値と実績値を比較すると図 11-1 の通りとなります。人口は増加傾向にありますが、ごみ排出量においては予測値より実績値が下回っているため、概ね排出抑制の効果がみられることが伺えます。

図 11-1 ごみ排出量の予測値と実績の推移

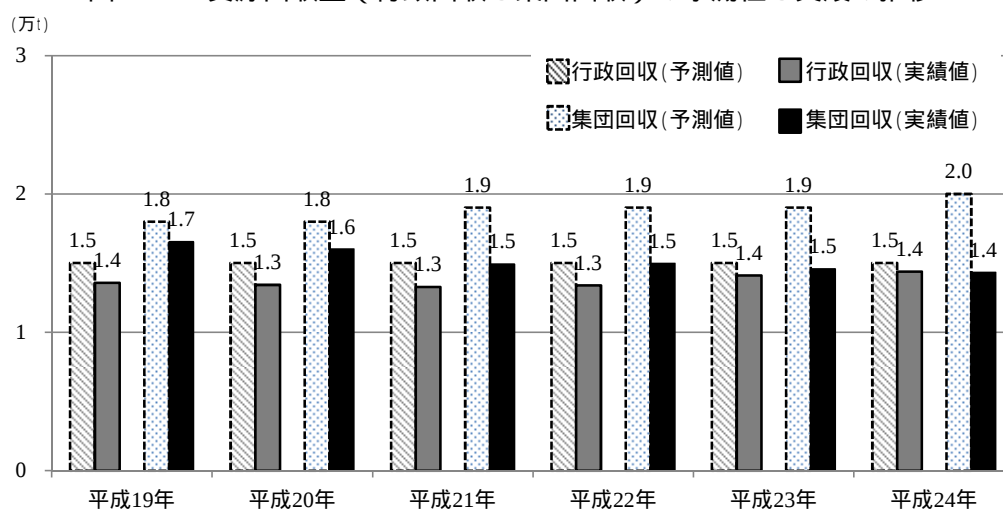


資料：足立の環境、足立区一般廃棄物処理基本計画（第2次）

6-1-(2) 資源回収量の比較

資源回収量について、前回基本計画の予測値と実績値を比較すると図 11-2 の通りとなります。行政回収・集団回収ともに、予測値を下回った結果となっていますが、今後は資源の徹底した分別と持ち寄り防止の取組強化、集団回収活動の強化により、回収量の増加を図っていきます。

図 11-2 資源回収量（行政回収と集団回収）の予測値と実績の推移



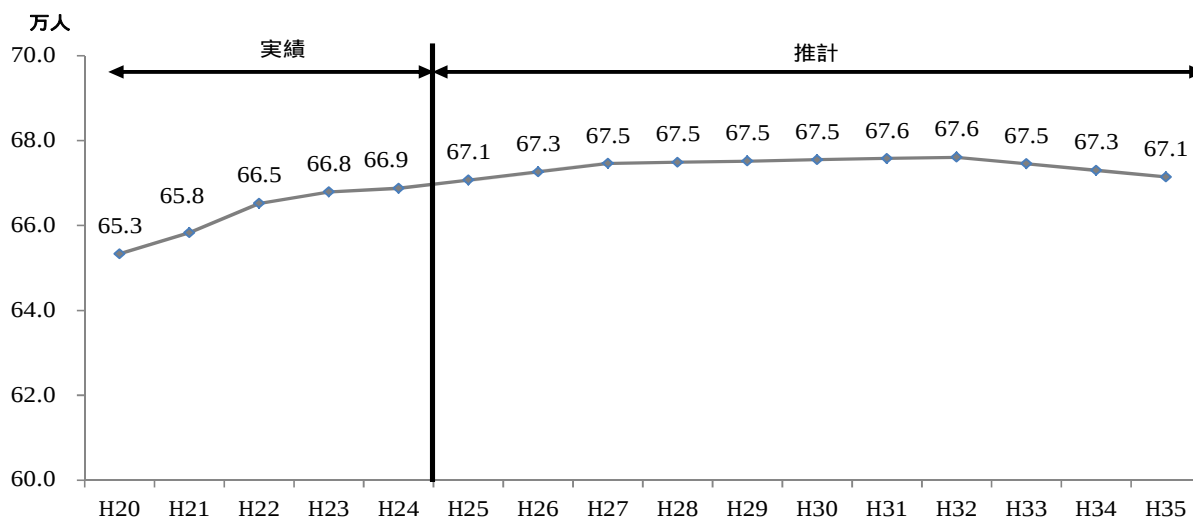
資料：足立の環境、足立区一般廃棄物処理基本計画（第2次）

第7章 計画期間における目標値算出について

7-1 「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」の目標値算出について

本区の人口は、図 12-1 のとおり年々増加傾向にありますが、将来的にはほぼ横ばいで推移していくことが予測されています。

図 12-1 足立区の人口推移と推計



資料：実績（区民部戸籍住民課(住民基本台帳)各年1月1日現在）
推計（平成24年度東京都男女年齢別人口予測の予測人口を基に算出）

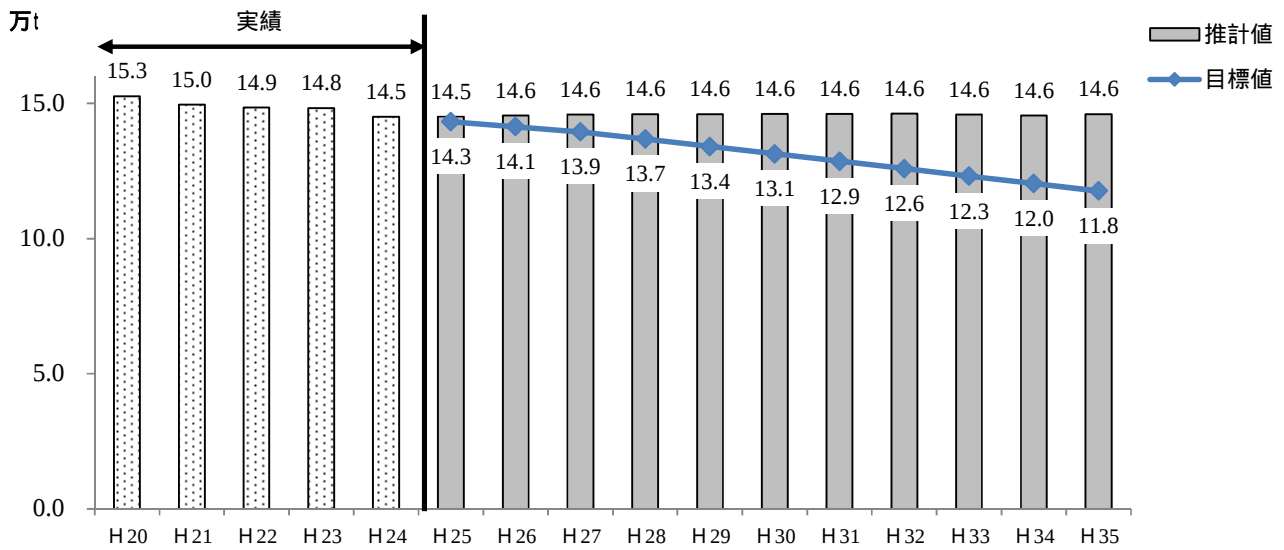
人口推計から算出された家庭ごみの総排出量の推計値は、現在の1人1日当たりの家庭ごみ排出量が変わらなければ、次の表 12-2、図 12-3 のとおりとなり、今後10年間はほぼ横ばいで推移していくことが予測されます。それに対して、区が今後の施策で削減していく目標値は、図 12-3 の折れ線グラフのとおりです。

表 12-2 家庭ごみ総排出量の実績・推計・目標値

単位：万t

	実績値					推計値										
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
燃やすごみ	14.4	14.1	14.0	13.9	13.7	13.7	13.7	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.7	13.7
燃やさないごみ	0.57	0.48	0.49	0.45	0.41	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37
粗大ごみ	0.33	0.37	0.42	0.46	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44
合計	15.3	15.0	14.9	14.8	14.5	14.5	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6
対前年比	-	-2.0%	-0.7%	-0.2%	-2.2%	目標値										
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
燃やすごみ						13.5	13.3	13.1	12.8	12.6	12.3	12.0	11.8	11.5	11.2	11.0
燃やさないごみ						0.41	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.39	0.39	0.39	0.38
粗大ごみ						0.44	0.44	0.44	0.44	0.43	0.43	0.43	0.43	0.42	0.42	0.42
合計						14.3	14.1	13.9	13.7	13.4	13.1	12.9	12.6	12.3	12.0	11.8
対前年比						-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.3%

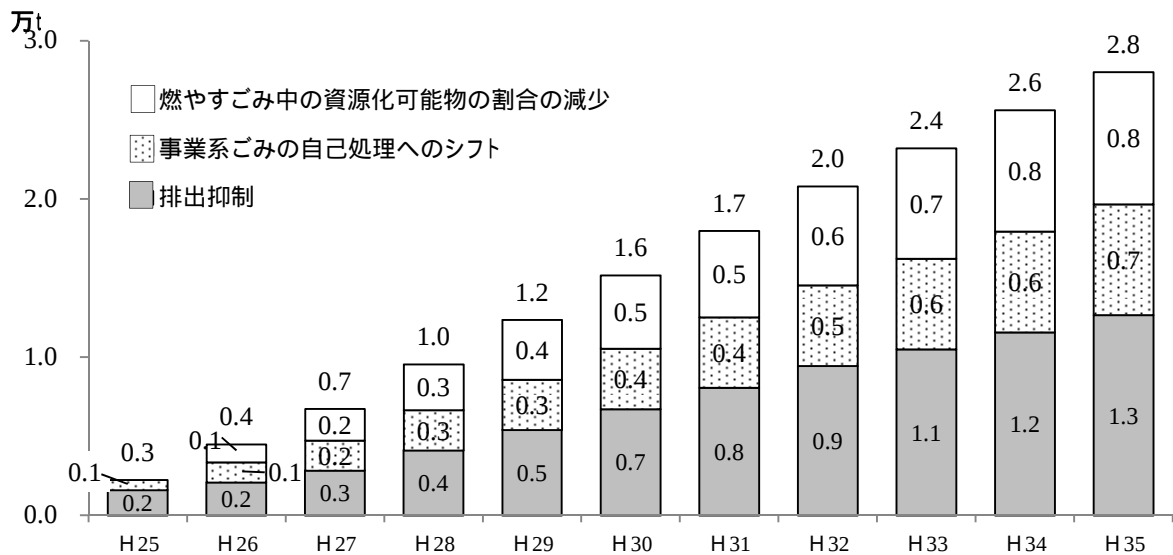
図 12-3 家庭ごみ総排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出・推計と目標値は、平成 24 年度東京都男女年齢別人口予測の予測人口を基に算出

また、家庭ごみ総排出量の推計値と目標値の差分については、図 12-4 のとおりそれぞれの施策で削減していくこととします。

図 12-4 家庭ごみ総排出量の推計値と目標値の差分内訳



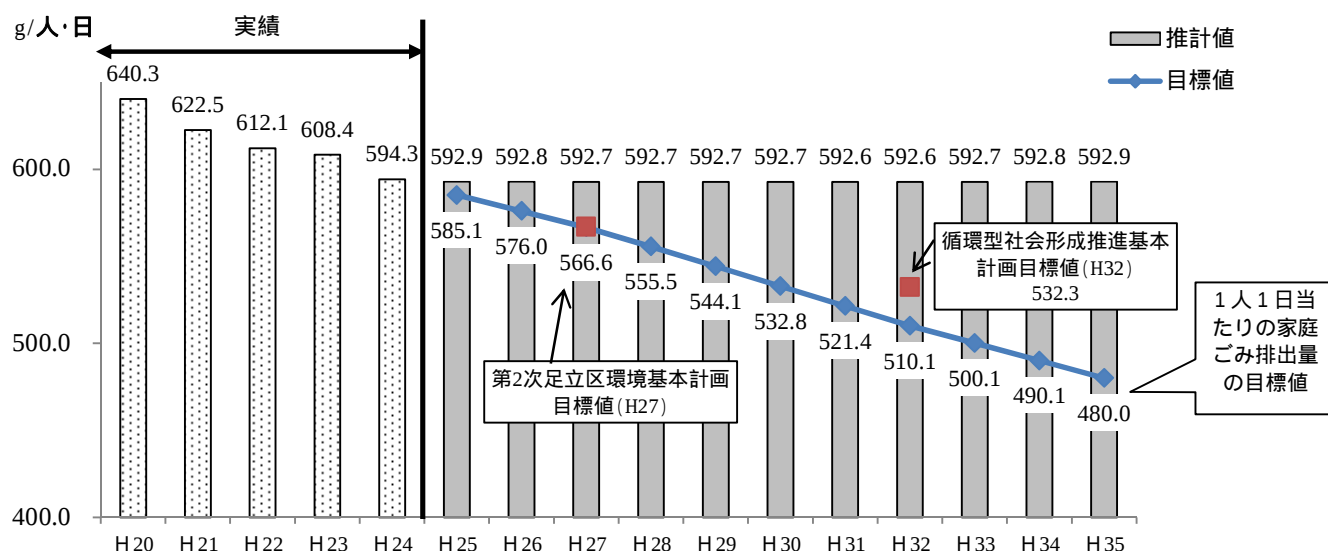
資料：足立区ごみ減量推進課

1人1日当たりに換算すると、表12-5、図12-6のとおりとなり、平成35年度において480g/人・日の目標値となります。

表12-5 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値

単位:g/人・日																
	実績値					推計値										
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
燃やすごみ	602.5	586.9	574.7	571.0	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6	559.6
燃やさないごみ	24.0	20.1	20.0	18.4	16.7	15.3	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.3
粗大ごみ	13.7	15.5	17.3	19.0	18.0	18.0	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8	17.9	17.9	18.0
合計	640.3	622.5	612.1	608.4	594.3	592.9	592.8	592.7	592.7	592.7	592.7	592.6	592.6	592.7	592.8	592.9
対前年比	-	-2.8%	-1.7%	-0.6%	-2.3%	目標値										
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
燃やすごみ						550.6	541.7	532.4	521.5	510.4	499.2	488.0	476.8	467.0	457.2	447.3
燃やさないごみ						16.6	16.5	16.4	16.3	16.2	16.1	16.0	16.0	15.9	15.8	15.7
粗大ごみ						17.9	17.8	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1	17.0
合計						585.1	576.0	566.6	555.5	544.1	532.8	521.4	510.1	500.1	490.1	480.0
対前年比						-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.0%	-2.0%	-2.1%

図12-6 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値

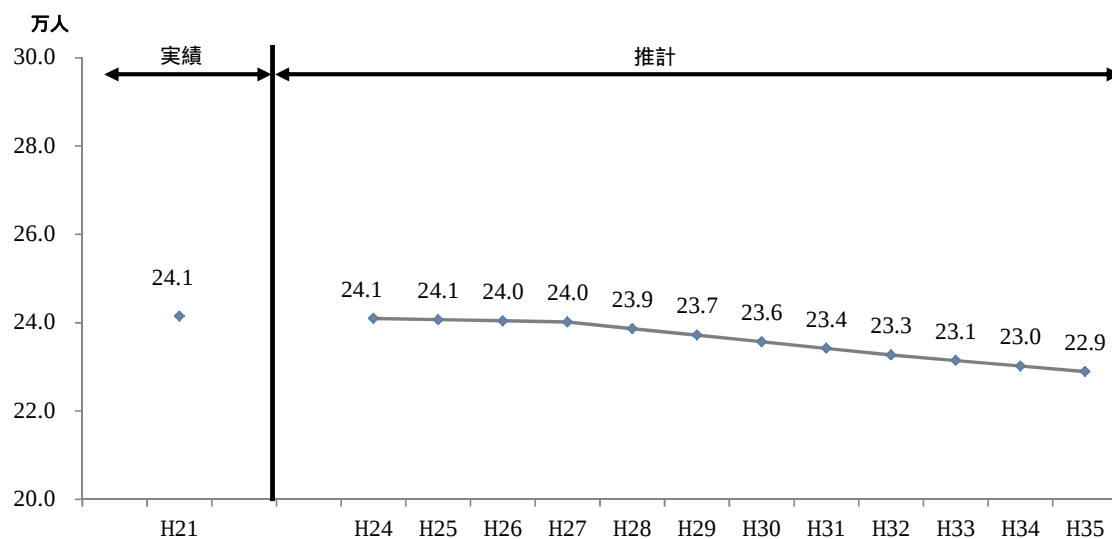


資料：足立の環境のごみ量と各年1月1日現在の人口から算出
推計と目標値は、平成24年度東京都男女年齢別人口予測の予測人口を基に算出

7-2 「事業系ごみ排出量(持込ごみ)」の目標値算出について

区内の就業者数は、将来的には図 12-7 のとおり減少傾向となることが予測されています。

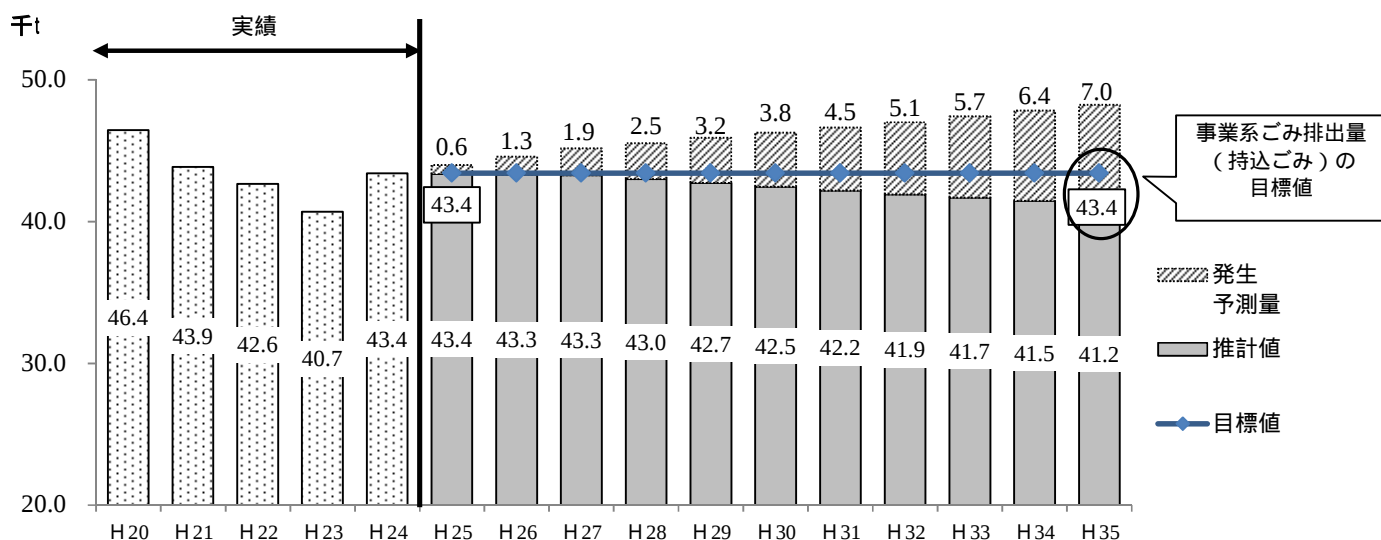
図 12-7 足立区内事業所の就業者数の推計



資料：平成 22 年度東京都就業者数の予測人口を基に算出

よって、現在の就業者数 1 人当たりの排出量を基に推計すると、図 12-8 のとおり減少傾向となることが推計されます。しかし、事業系ごみに関しては、景気の動向に左右されやすいことと、本区では今後排出事業者の自己処理の徹底により、区収集に排出される事業系ごみを持込ごみに移行させることを目標としていることから、現状維持の 43.4 千 t を目標値として設定します。

図 12-8 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の実績・推計・目標値

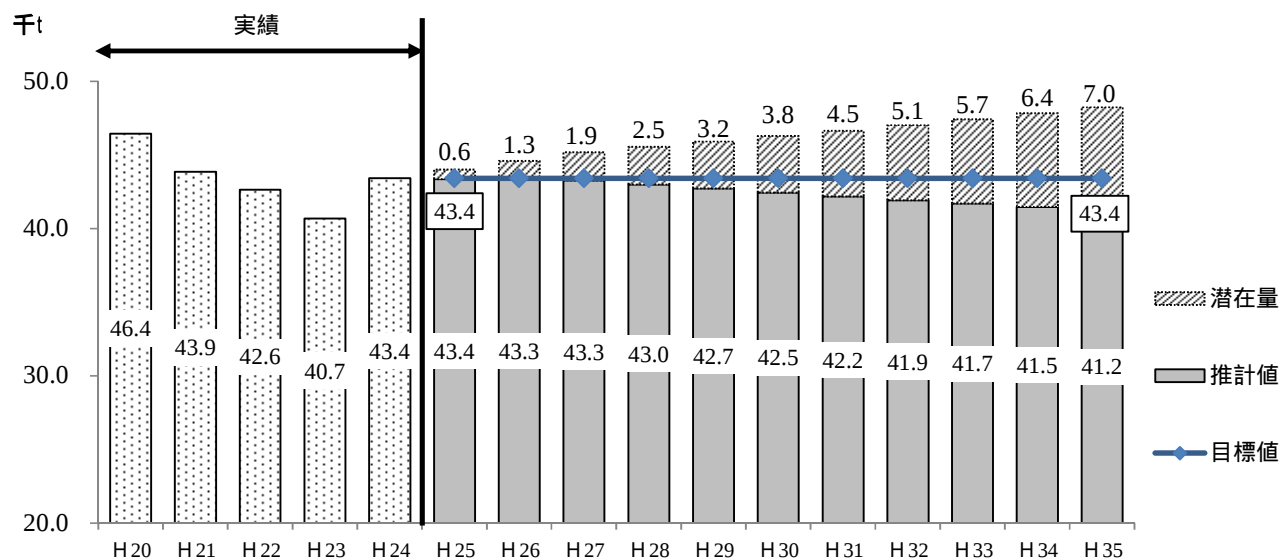


発生予測量とは、区収集に排出される事業系ごみが、持ち込みごみに移行する潜在的な量

資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、平成 22 年度東京都就業者数の予測人口を基に算出。

以上により、平成 25 年度目標値において、家庭ごみ（図 12-3）と事業系ごみ（図 12-8）を合わせた総量が約 18.64 万 t であるのに対し、平成 35 年度において総量を約 16.14 万 t まで減量（2.5 万 t の削減）する目標となることを示しています。（図 12-9）

図 12-9 事業系ごみ排出量（持込ごみ）と家庭ごみ総排出量の合計値の実績・推計・目標値



資料：足立区ごみ減量推進課

7-3 「資源化率」の目標値算出について

近年の本区の資源化の動向（燃やさないごみ・粗大ごみ）により、資源化量が増加し、資源化率は表 12-10 のとおり平成 24 年度現在 19.3%となっています。

表 12-10 資源化量及び資源化率の実績

単位：t/年

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
排出量	排出量（A）	154,485	152,684	149,573	148,600	148,314	145,069	収集ごみ（燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ）
	資源化事業回収量（B）	30,096	29,421	28,191	28,358	28,690	28,697	行政回収+集団回収
	総排出量（C）	184,581	182,105	177,764	176,958	177,004	173,766	A+B
資源化量	行政回収実績（E）	13,568	13,416	13,264	13,385	14,103	14,393	
	古紙	5,330	4,340	4,051	4,051	4,479	4,900	
	びん	4,621	5,010	5,066	5,072	5,106	5,049	
	缶	1,409	1,627	1,670	1,676	1,635	1,611	
	ペットボトル	1,701	1,871	1,883	1,962	2,096	2,052	
	発泡スチロール・食品トレイ	0	0	1	8	7	6	
	ペットボトル店頭回収	226	204	189	193	193	197	
	RVM回収	282	363	403	424	588	578	
	集団回収実績（F）	16,528	16,005	14,927	14,973	14,587	14,305	
	紙類	16,029	15,497	14,427	14,457	14,068	13,779	
	布類	128	108	100	104	96	91	
	金属類	339	372	373	387	398	414	
	びん類	32	27	26	25	25	21	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	燃やさないごみ資源化量（G）	0	0	0	1,028	3,776	3,707	
	金属類	0	0	0	629	1,799	1,550	
	びん・ガラス	0	0	0	206	563	557	
	蛍光灯	0	0	0	32	94	130	
	電池類	0	0	0	30	111	137	
	陶磁器類	0	0	0	0	716	733	
	その他（不燃系）	0	0	0	4	36	101	
	紙類・繊維・プラ	0	0	0	121	440	456	
	その他（可燃系）	0	0	0	6	17	43	
	粗大ごみ資源化量（H）	0	0	0	281	1,211	1,105	
	資源化量（I）	30,096	29,421	28,191	29,667	33,677	33,509	E+F+G+H
	資源化率（J）	16.3%	16.2%	15.9%	16.8%	19.0%	19.3%	I/C*100

資料：足立の環境

近年の本区の資源化の動向を考慮した推計は、表 12-11 と図 12-12 のとおりとなり、今後 10 年間はほぼ横ばいとなることが推計されます。それに対し、粗大ごみにおける新たな資源化品目の検討、集団回収を実施していないマンションに参加を促し、図 12-13 の折れ線グラフの値を目標量として設定します。

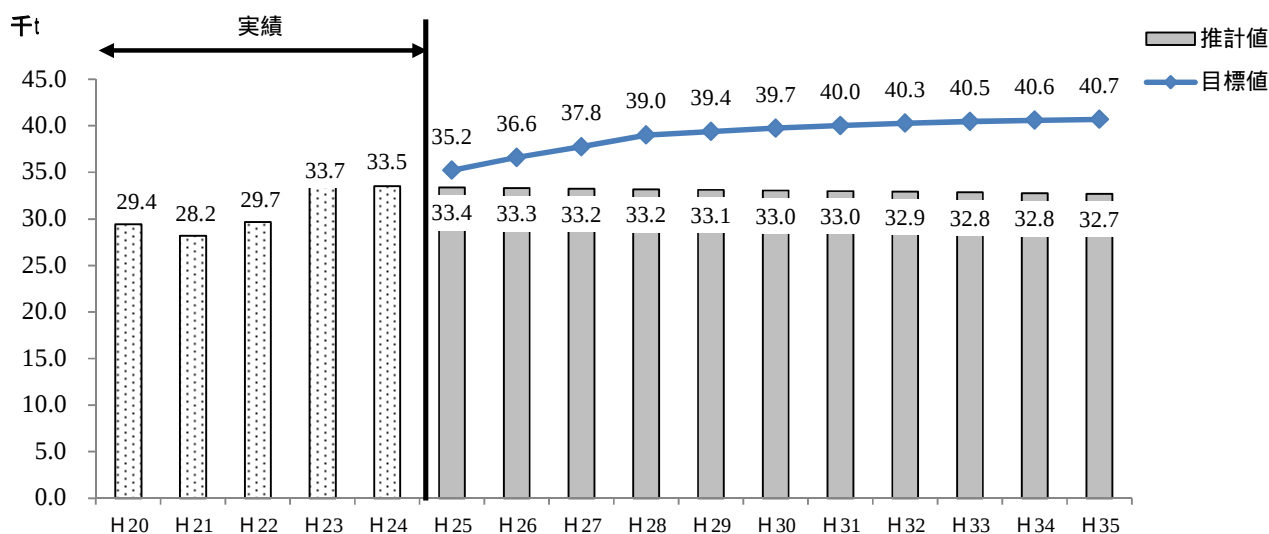
表 12-11 資源化量・率の実績・推計・目標値

単位:千t

	実績値					推計値										
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
行政回収量	13.4	13.3	13.4	14.1	14.4	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6
集団回収量	16.0	14.9	15.0	14.6	14.3	14.4	14.3	14.2	14.2	14.1	14.0	14.0	13.9	13.8	13.8	13.7
燃やさないごみの資源化	0.00	0.00	1.03	3.78	3.71	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41
粗大ごみの資源化	0.00	0.00	0.28	1.21	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
合計	29.4	28.2	29.7	33.7	33.5	33.4	33.3	33.2	33.2	33.1	33.0	33.0	32.9	32.8	32.8	32.7
資源化率	16.3%	16.0%	16.8%	19.0%	19.3%	19.2%	19.1%	19.0%	19.0%	18.9%	18.9%	18.9%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
	目標値															
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35					
行政回収量	14.3	13.3	12.4	12.1	11.3	10.5	9.7	9.6	9.6	9.5	9.4					
集団回収量	16.1	18.1	19.7	21.3	22.5	23.6	24.8	25.1	25.4	25.7	25.9					
燃やさないごみの資源化	3.70	3.70	3.69	3.68	3.66	3.64	3.63	3.61	3.59	3.56	3.53					
粗大ごみの資源化	1.10	1.54	1.98	1.97	1.97	1.96	1.95	1.94	1.92	1.91	1.89					
合計	35.2	36.6	37.8	39.0	39.4	39.7	40.0	40.3	40.5	40.6	40.7					
資源化率	20.3%	21.2%	22.0%	22.9%	23.5%	24.0%	24.5%	25.1%	25.6%	26.1%	26.6%					

資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、就業者数の将来予測を基に算出。

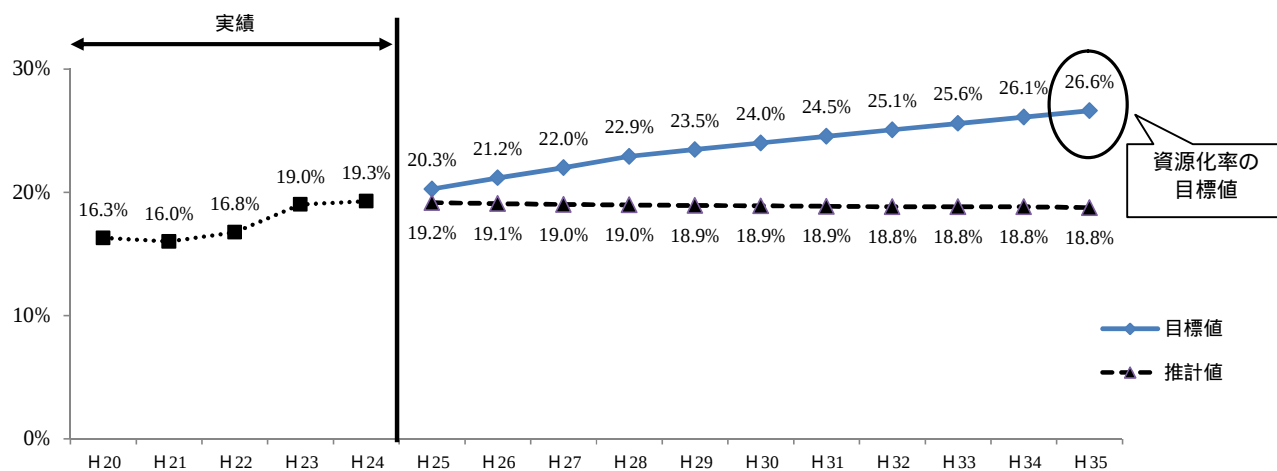
図 12-12 資源化量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、家庭ごみ排出量の予測・目標値を基に算出。

目標を資源化率に換算すると、図 12-13 のとおり平成 35 年度において 26.6%となります。

図 12-13 資源化率の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、家庭ごみ排出量の予測・目標値を基に算出。

第8章 国および都、区などの関連計画の動向について

8-1 循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

8-1-(1) 概要

「循環型社会形成推進基本計画」(以下「循環基本計画」という。)は、循環型社会形成推進基本法第 15 条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画です。

平成 20 年 3 月に「第 2 次循環基本計画」が定められ、概ね 5 年ごとに見直しを行なうものとされていることから、平成 25 年 5 月に「第 3 次循環基本計画」が定められました。

8-1-(2) 改定内容

「第 3 次循環基本計画」では、循環型社会の形成推進にあたってこれまで推進した廃棄物の量に重きをおいた施策に加えて、循環の質にも着目し次の項目を新たな施策の柱としています。

リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化
有用金属の回収
安心・安全の取組強化
3R 国際協力の推進

8-1-(3) 指標及び数値目標

「第 3 次循環基本計画」では、循環型社会を形成していくための指標及び数値目標が定められています。本計画に関連する指標はとおりです。

取組指標	目標値（平成 3 2 年度）
1 人 1 日当たりのごみ排出量	平成 1 2 年度比約 2 5 %減
1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	平成 1 2 年度比約 2 5 %減
事業系ごみ排出量	平成 2 5 年度比約 3 5 %減

8-2 ごみ処理基本計画策定指針（平成 25 年 6 月）

8-2-(1) 概要

国は、区市町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、平成 5 年に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定しました。

その後、「循環基本計画」の改定等の状況を踏まえ平成 20 年 6 月に改定が行なわれた後、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)が施行されたことを踏まえ、平成 25 年 6 月に再度改定が行なわれました。

8-2-(2) 改定内容

関連計画である「循環基本計画」などの改定内容と、「小型家電リサイクル法」に関する記述が盛り込まれました。

8-2-(3) 目標値の設定

計画目標年次における目標値については、家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定することとされています。

8-3 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 22 年 12 月）

8-3-(1) 概要

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の排出の抑制や再利用等による廃棄物の減量等について環境大臣が定めた基本的な方針です。

8-3-(2) 改定内容

平成 22 年度以降の廃棄物減量化の目標値が定められました。

8-3-(3) 目標値の設定

一般廃棄物に関連する目標値については次のとおりです。

取組指標	目標値（平成 27 年度）
排出量	平成 19 年度比約 5 % 削減
再生利用率	約 25 % に増加
最終処分量	平成 19 年度比約 22 % 削減

8-4 東京都廃棄物処理計画（平成 23 年 6 月）

8-4-(1) 概要

東京都廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づき、区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理について、東京都が定めた計画です。

8-4-(2) 改定内容

平成 23 年度以降の計画目標値が定められました。

8-4-(3) 目標値の設定

一般廃棄物に関連する目標値については次のとおりです。

取組指標		目標値（平成 27 年度）	平成 19 年度対比
排出量		475 万トン	7 %減
再生利用量	資源収集	100 万トン	再生利用率 26 %に増
	再生資源化量	25 万トン	
焼却（熱回収）による減量		325 万トン	60 %減
最終処分量		25 万トン	

8-5 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 2 月）

8-5-(1) 概要

東京 23 区内の廃棄物の中間処理を行なう東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が、廃棄物処理法第 6 条の規定に基づき定めた一般廃棄物処理基本計画です。

8-5-(2) 改定内容

平成 18 年 1 月に前基本計画が定められた後、区域内において廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施によるごみ量とごみ質の変化があり、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があったため、平成 22 年 2 月に改定が行なわれました。

8-5-(3) 計画の目標

「循環型ごみ処理システムの推進」を目標とし、次のような施策を定めています。

- 効率的で安定した中間処理体制の確保
- 環境負荷の低減
- 地球温暖化防止対策の推進
- 資源回収の徹底
- 最終処分場の延命化

8-6 第二次足立区環境基本計画改定版（平成 25 年 3 月）

8-6-(1) 概要

足立区環境基本条例第 8 条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するための計画であり、「足立区基本計画」を環境面から補強する分野別基本計画です。平成 20 年 3 月に前計画が策定され計画期間の前半が終了したため、平成 25 年 3 月に「第二次足立区環境基本計画改訂版」（以下「改定計画」という。）が策定されました。

8-6-(2) 改定内容

「改定計画」においては、世界やわが国、東京都、足立区のそれぞれの動向を踏まえた上で、中間見直しが行なわれ、次のようなことが考慮されています。

地球温暖化・エネルギー対策

環境教育基本方針・実施計画の統合

目標の見直し

8-6-(3) 計画の目標

本計画に関連する目標については次のとおりです。

取組指標	目標値（平成27年度）
ごみ処理量	18万3千トン
資源化率	22%

第9章 ごみ処理事業の沿革

本区における主なごみ処理・資源化事業の沿革を表 13-1 に示します。

表 13-1 主なごみ処理・資源化事業の沿革

年	ごみ	資源	その他
平成 12 年			3 月 足立区一般廃棄物処理基本計画策定 4 月 清掃事業が東京都から特別区へ移管される
平成 13 年	4 月 家電リサイクル法完全施行		
平成 14 年			10 月 「R の店」冊子を発行
平成 15 年	5 月 粗大ごみ直接持込無料制度開始		
平成 16 年	2 月 粗大ごみ直接持込場所を区内 2 ヲ所に拡大 2 月 家庭系パソコンの直接持込リサイクル制度開始	4 月 ペットボトルの分別回収モデル実施	
平成 17 年	4 月 粗大ごみ日曜収集事業開始	4 月 ペットボトルの分別回収事業を区内全域で実施 4 月 紙パックの集積所回収開始	3 月 足立清掃工場竣工
平成 18 年		7 月 自動回収機（RVM）によるペットボトル店頭回収を開始	11 月 足立区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）策定
平成 19 年		4 月 スプレー缶・カセットボンベの集積所回収開始	
平成 20 年	4 月 サーマルリサイクルの区内全域実施	4 月 公共施設 4 箇所で食品トレイの拠点回収開始	
平成 21 年	3 月 粗大ごみ再活用プロジェクトの開始	9 月 資源ごみ買取市を実施	
平成 22 年	4 月 燃やさないごみの資源化モデル事業開始 10 月 粗大ごみの資源化事業開始	2 月 発泡スチロールと食品トレイのモデル回収開始	
平成 23 年	4 月 燃やさないごみの資源化事業を全区で開始		
平成 24 年			
平成 25 年	2 月 戸別訪問収集のモデル事業を開始 4 月 小型家電リサイクル法施行	10 月 古紙に GPS を設置し物流ルートの確認調査を実施	